

関市文化振興計画

－ 未来への羅針盤 －



能衣装『松藤揚羽蝶文』の縫箔を引用

平成 29 年3月
関 市

はじめに



関市は、緑豊かな山々と清らかな川、かけがえのない自然の恵みをうけて独自の文化を育んできました。

一千有余年の長い歴史を持つ小瀬鵜飼は、「長良川の鵜飼漁の技術」として国の指定重要無形民俗文化財に指定されています。また、鎌倉時代より刀鍛冶が栄え、まちのいたるところに職人の文化が息づいており、長い歴史の中で現代まで脈々と培われてきた伝統に裏づけされた高い技術が引き継がれています。他にも、多くのファンを魅了する円空、古代において長良川の水運による利便性を活かして武儀郡を治めた郡役所（国指定史跡 弥勒寺官衙遺跡群）等、数多くの貴重な歴史遺産、文化に恵まれています。

「関市文化振興計画－未来への羅針盤－」は、市民の豊かな心と志を育むとともに、郷土への誇りを高めることを目指し、市民が主体となり、行政と連携した芸術文化活動に取り組めるよう芸術文化の振興の基本理念や施策の方向性を明らかにしたものです。

さまざまな立場の人々が、文化が有する価値や力を改めて確認し、それを教育、産業、まちづくり、福祉等あらゆる分野に活かすことで、市民や企業、NPO、市民団体と行政が連携して活力ある心豊かなまちづくりを展開していきたいと思えます。

洞戸、板取、武芸川、武儀、上之保、関と広い市域を持つ関市は、価値観や地域の文化も多様です。地域がこれからも生き生きと輝き続けるためには、各地域のもつ文化を大切に守り育むことが重要です。

本計画に基づき、市民の皆様と一緒に芸術文化の振興に向けた各種施策を展開し、次代を担う子どもたちが故郷の文化や伝統を誇りに感じ、関市に生まれ育ったことを幸せに思う「日本一しあわせなまち関市」の実現に向けて取り組んでいきたいと考えています。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、芸術文化団体の皆様をはじめ、熱心なご協議と貴重なご提言を賜りました関市文化振興計画策定委員の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成 29 年 3 月

関市長 尾 関 健 治

目次

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的と背景.....	2
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	3
4 計画の構成.....	3
5 本計画における芸術文化の対象.....	4

第2章 基本的な考え方

1 基本理念.....	6
2 計画の基本方針と目標設定.....	7
3 重点プロジェクト.....	10
4 施策体系.....	11

第3章 施策の展開

基本方針1 文化活動に参加できる機会の充実.....	14
基本方針2 文化への理解を深め、人が活きる身近な文化施設の充実・創造.....	22
基本方針3 歴史・伝統ある郷土文化の保存・継承・活用・連携の推進.....	24
基本方針4 文化を通して心豊かになる環境づくり.....	28
基本方針5 人と文化をつなぐ人材、団体づくり.....	34
重点プロジェクト① 人材バンク（アーティスト・コーディネーター）の設置・運営.....	38
重点プロジェクト② 施設の特性を活かした芸術文化の拠点づくり.....	39
重点プロジェクト③ アウトリーチ・ワークショップの充実.....	40

第4章 計画の評価・推進体制

1 計画の評価・推進.....	42
-----------------	----

資料編

1 統計からみえる関市.....	44
2 目標数値一覧.....	45
3 計画の策定体制.....	47
4 策定委員会名簿.....	48
5 参考資料.....	49

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的と背景

平成 13 年（2001 年）に施行された「文化芸術振興基本法」では、芸術文化の振興についての基本理念を明らかにし、芸術文化の振興に関する施策を総合的に推進するため、地方公共団体の責務及び施策が規定されています。また、平成 24 年（2012 年）に施行された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」では、文化施設を芸術文化の継承、創造、発信の場であるとともに人々の創造性を育む地域の文化拠点として位置づけ、コミュニティに支えられた豊かな地域づくりや心豊かな生活、活力ある地域社会の実現に寄与する施設であるべきとの役割を明らかにしています。

芸術文化は、人々を惹きつける魅力を持ち、豊かな感性を育みます。また、人と人とのつながりや郷土への愛着を高め、まちに活力を与える大切な役割を担っています。さらに、経済活動とも密接に関係し、市場における新たな需要や高い付加価値を生み出す可能性を秘めています。

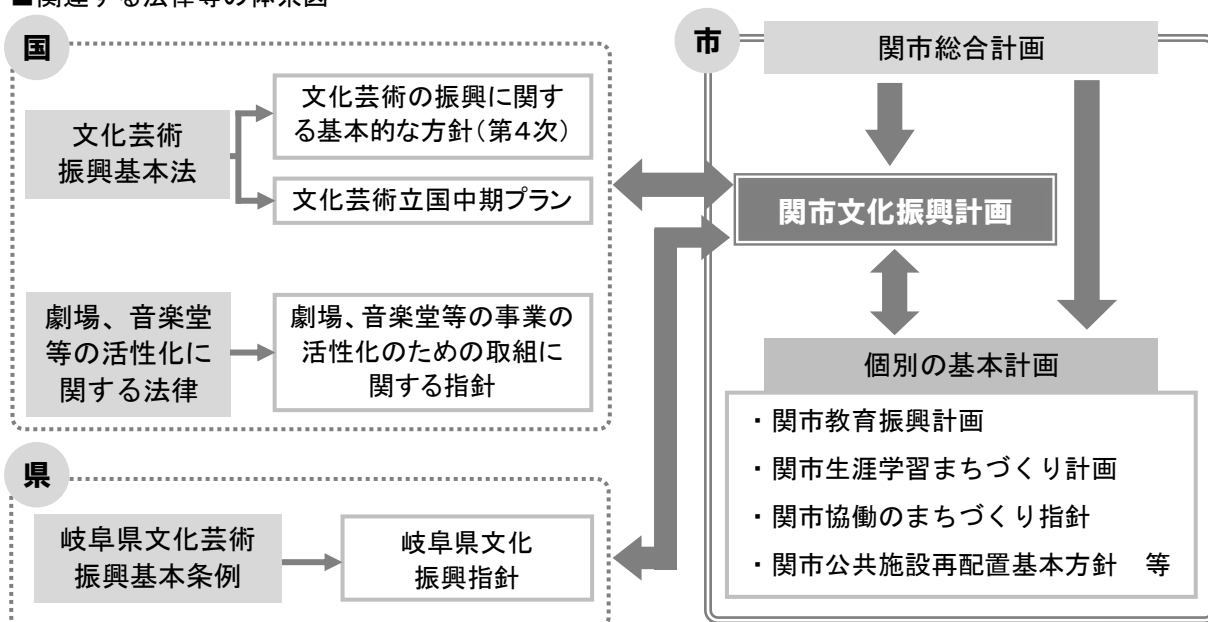
「関市文化振興計画 ―未来への羅針盤―」（以下「本計画」という。）は、芸術文化の振興を契機として、市民の豊かな心と志を育むとともに、郷土への誇りを高めることを目的に策定するものです。本計画では、市民が主体となり、行政と連携した芸術文化活動に取り組めるよう、本市が目指すべき芸術文化の振興の基本理念や施策の方向性を明らかにします。

2 計画の位置づけ

本計画は、「関市総合計画」の芸術文化の振興に関する分野別計画として、文化政策の具体的な取組を明らかにする、本市の芸術文化の振興の基本となる計画です。

策定にあたっては、「文化芸術振興基本法」をはじめ、国の関連する法律・方針、県の条例・指針、「関市総合計画」及び「関市教育振興計画」等、関市の各種関連計画との整合性を図ります。

■関連する法律等の体系図



3 計画期間

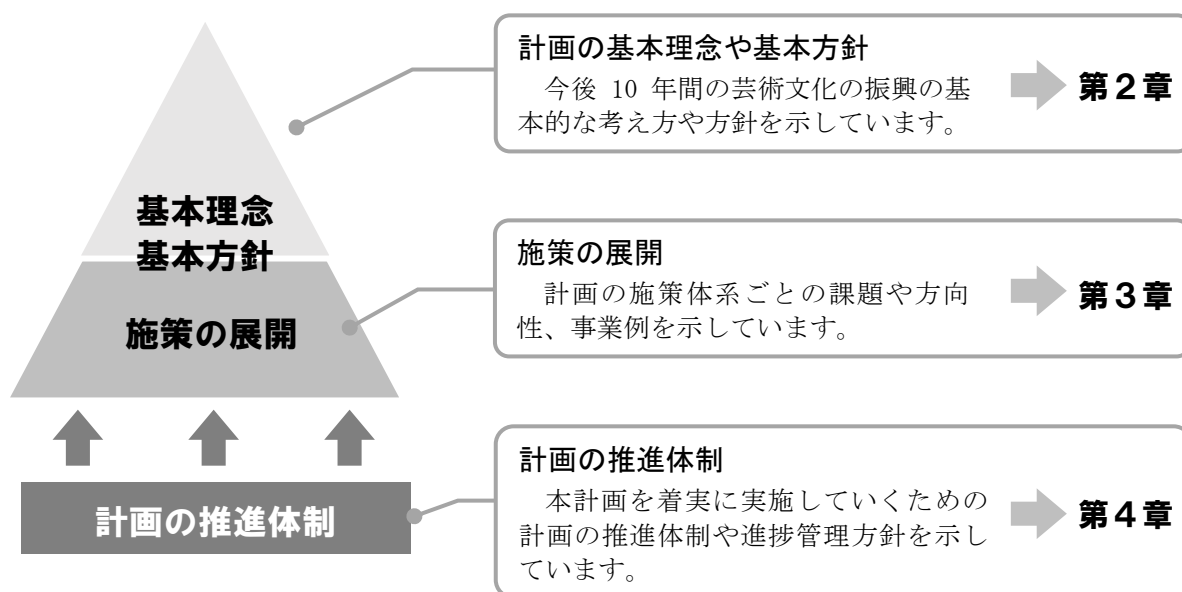
芸術文化の振興は、成果が現れるまでに長い期間を必要とし、本計画は中長期的な方針を明らかにするという点から、計画期間を平成 29 年度（2017 年度）から平成 38 年度（2026 年度）までの 10 年とします。5 年経過した平成 33 年度（2021 年度）には、市民へのアンケート調査等をもとにした中間評価を行います。また、本計画策定後の諸情勢の変化や新たな課題等への対応が必要な場合は、見直しを行うこととします。

4 計画の構成

本計画は、本市の芸術文化の振興における基本的な方向性や施策を示すものです。個々の事業においては、毎年、「関市総合計画」に基づく実施計画や事務事業評価において管理・推進し、本計画では、実施事業や今後実施が予定される事業の一例を記載することとします。

本計画の構成は、以下のとおりとなっています。

■本計画の構成のイメージ



5 本計画における芸術文化の対象

芸術文化の振興はさまざまな分野と関わっています

本計画においては、下のイメージ図の「芸術活動（芸術家のプログラムの鑑賞・参加等）」や「文化活動（市民団体や個人による創作活動等）」「地域の伝統文化（刃物産業や鵜飼等の職人文化を含む）」「文化財」を主な対象として、芸術文化の振興を図ります。

一方で、芸術文化は多岐にわたる分野と関連性を持っています。例えば、高齢者や障がいのある人等が芸術活動や文化活動に参加することは、社会参加のきっかけとなり、さまざまな人との交流や、生きがいつくりへとつながります。また、市民が文化財や地域の伝統文化を鑑賞したり、保護活動に関わることは、地域固有の文化に触れることとなり、市民の郷土愛を育みます。このような芸術文化の振興の影響力を表したものが、下のイメージ図となります。芸術文化の各分野への波及効果を踏まえながら、各施策や事業を推進します。

■本計画における芸術文化の対象のイメージ図



■（参考）「文化芸術振興基本法」における芸術文化の対象

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化、国民娯楽及び出版物等	生活文化（茶道、華道、書道その他）、国民娯楽（囲碁、将棋その他）、出版物及びレコード等
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演、展示等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

第2章 基本的な考え方

1 基本理念

現在、世界やわが国においては、物質的、経済的な豊かさを追求する時代から、「心の豊かさ」に重きを置いた時代へと、社会や地域のあり方が変化しています。「心の豊かさ」をもたらすものとして、人の心に喜びや感動を与え、創造性や表現力を育む芸術文化の役割は大きなものです。

本市は、伝統的な産業文化や多くの文化財をはじめとして、さまざまな芸術文化資源を有しています。一方で、芸術文化との関わりがうすい市民も多く、本市の豊富な芸術文化資源が十分に活かされていない状態となっています。

市民が芸術文化のさまざまな価値を享受し、創造性や感受性を高めることは、個人だけでなくまち全体が文化的に豊かになることへとつながります。そのため、市として芸術文化の振興の方針を定め、施策や事業を推進することが重要となります。

以上を踏まえて、本計画の基本理念を「伝統や芸術に触れる つなぐ 支える 心豊かな文化のまち」とし、芸術文化によって心に豊かさを感じられるまちとなることを目指します。

基本理念

伝統や芸術に触れる つなぐ 支える
心豊かな文化のまち

また、基本理念の「触れる」「つなぐ」「支える」は、本計画の推進にあたって重要な視点となります。3つの視点と関連する以下のキーワードを踏まえ、基本方針と施策体系を示します。

本計画の視点

触れる

キーワード

知る・体験する・創造する（つくる）

つなぐ

キーワード

連携・人・夢・地域・情報発信・産業・観光・福祉

支える

キーワード

施設環境・協働・保護・維持・支援・コーディネート

2 計画の基本方針と目標設定

本計画では、基本理念に基づき5つの基本方針を設定します。また、計画の推進にあたっては、評価の基準となるよう、計画全体と各基本方針について目標数値を設定します。

■本計画全体の目標設定

項目	現状値	目標
関市を芸術文化が盛んなまちだと思ふ市民の割合	27.7%	35%
関市の芸術文化的環境の総合的な満足度	27.7%	35%

基本方針1 文化活動に参加できる機会の充実

芸術文化の多面的な魅力を理解するためには、鑑賞や参加を通じて自身がその価値を体験することが大切です。

文化振興に関するアンケート（以下「アンケート」という。）によると、芸術文化の鑑賞をしていない市民が約3割、活動へ参加していない市民が約7割となっています。

特に、市民のニーズが高かった鑑賞機会を充実させていくことに加え、多様な手段での情報提供や、ワークショップ、アウトリーチ*等の手法を通じて、芸術文化との接点がない市民に対して、鑑賞や活動の機会を提供することが求められます。また、日常的に芸術文化に触れている市民がより深く芸術文化活動に参加できるような事業を展開することも大切です。

市民のニーズを踏まえながら、それぞれの地域においてさまざまな鑑賞・参加プログラムを提供するとともに、芸術文化に関する情報が日常的に得られるよう、効果的な情報発信を行います。

※アウトリーチ：芸術に接する機会が少ない人に興味・関心を持ってもらうため、芸術家や企画者側が小中学校等さまざまな団体や施設に出向き、体験活動の機会を提供すること（芸術普及活動、地域交流プログラム）。

■基本方針1の目標設定

項目	現状値	目標
芸術文化を鑑賞していない市民の割合	26.2%	20%
芸術文化に関わる活動をしていない市民の割合	69.3%	60%

基本方針２ 文化への理解を深め、人が生きる身近な文化施設の充実・創造

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」で規定されているように芸術文化に関わる事業の多くは市内の文化施設で企画・実施され、文化施設は、本市の芸術文化の振興を図るうえで重要な拠点となっています。

本市では、文化会館や図書館、各地域の文化施設等が市民と芸術文化の接点となっており、効果的に活用することが求められます。国の指針等を踏まえながら、市民が利用しやすい文化施設の運営・整備を進めるとともに、専門性のある人材の確保等、芸術文化の振興の中核としての機能強化を図ります。

■基本方針２の目標設定

項目	現状値	目標
文化施設(ホール・劇場、美術館・博物館等)の充実への満足度	20.6%	30%

基本方針３ 歴史・伝統ある郷土文化の保存・継承・活用・連携の推進

本市は、文化財を多く所有し、豊かな郷土文化を育んでいます。

アンケートによると、日本刀や鵜飼といった本市の伝統ある芸術文化資源に対する市民の関心は特に高くなっており、本市全体としても観光やまちづくり等、多様な分野で活用が図られています。一方で、市民にまだ知られていない文化財等も多くあるため、貴重な資源を再認識して情報共有し、認知度を高めつつ、維持・保存していくことが大切です。また、獅子舞等の地域に根づいた郷土文化を次世代に残していくための活動も求められます。

市民の地域への愛着やまちへの誇りを生み出す郷土文化が、次世代に受け継がれるよう、市民や団体等と連携しながら郷土文化の保存・継承・活用を進めます。

■基本方針３の目標設定

項目	現状値	目標
関市の歴史や指定文化財の保存、活用がされていると思う市民の割合	39.1%	45%

基本方針4 文化を通して心豊かになる環境づくり

芸術文化は想像力や感性、さらに他者とのコミュニケーション能力を高めるものであり、人々の心を豊かにします。

アンケートによると、子どもに対する芸術文化への市民の関心は高く、学校等を通じて芸術文化に親しむ機会を充実することが求められています。本市では「関市子ども文化事業」をはじめ、さまざまな事業を展開しており、これらの事業を拡充していくことが求められています。今後とも学校や地域を通じて、子どもが芸術文化に触れる機会の提供を図ります。

また、高齢者や障がいのある人にとっても、芸術文化とのふれあいは心を豊かにし、地域や社会とのつながりをもたらす、大切な要素となることを踏まえ、だれもが芸術文化に親しめる環境を整備します。

さらに、本市の文化的なまちづくりのため、豊かな自然環境や歴史的な景観の維持・保存に取り組みます。

■基本方針4の目標設定

項目	現状値	目標
子どもが芸術文化に親しむ機会の充実への満足度	10.1%	20%
芸術文化体験を行ったことがない子どもの割合	8.6%	5%

基本方針5 人と文化をつなぐ人材、団体づくり

本市の芸術文化の振興をより強固なものとするには、それを支える人材の確保や活動基盤を整えることが大切です。

アンケートによると、市民は芸術文化に関わる人材育成を重要と考えている人が多いものの、その満足度は高くありません。本市の優れた芸術文化を継承し、発展させていく人材を確保・育成していく必要があります。

また、文化団体による芸術文化活動は、市民が日常的に芸術文化活動に参加する機会となっています。文化団体へのヒアリング（以下「ヒアリング」という。）によると、人材不足や会員の高齢化、活動場所や資金不足等が課題としてあげられています。

芸術文化に関わる専門知識や経験を有する人材やコーディネーター、本市と関わりのある芸術家を支援する事業を推進します。また、芸術文化の多様な分野に波及する効果を鑑み、さまざまな分野の団体・企業等との連携強化を図ります。

■基本方針5の目標設定

項目	現状値	目標
芸術文化に関わる人材の育成への満足度	7.6%	15%
芸術文化の振興に関わるボランティアや寄付をしている市民の割合	9.7%	15%

3 重点プロジェクト

重点プロジェクトは、本市の芸術文化の振興において、特に検討すべき課題や重点的に進めていく事業として位置づけます。

それぞれのプロジェクトにおける、課題や取組状況、今後の方策等を踏まえて、概要を示します。

重点プロジェクト①

人材バンク（アーティスト・コーディネーター）の設置・運営

アーティストバンクの設置、周知・活用やコーディネーターの育成・活動により、市民と行政、団体、企業、本市にゆかりのあるアーティストとをつなぎ、あらゆる市民が芸術文化に関心を持ち、鑑賞や活動に参加できることを目指します。

重点プロジェクト②

施設の特徴を活かした芸術文化の拠点づくり

本市が有する文化施設の適切な運用・管理や、それぞれの特性にあった魅力的な事業を実施することで、市民の利活用を促進します。市民が親しみを持ち、より一層活用され市民が集う拠点づくりを図ります。

重点プロジェクト③

アウトリーチ・ワークショップの充実

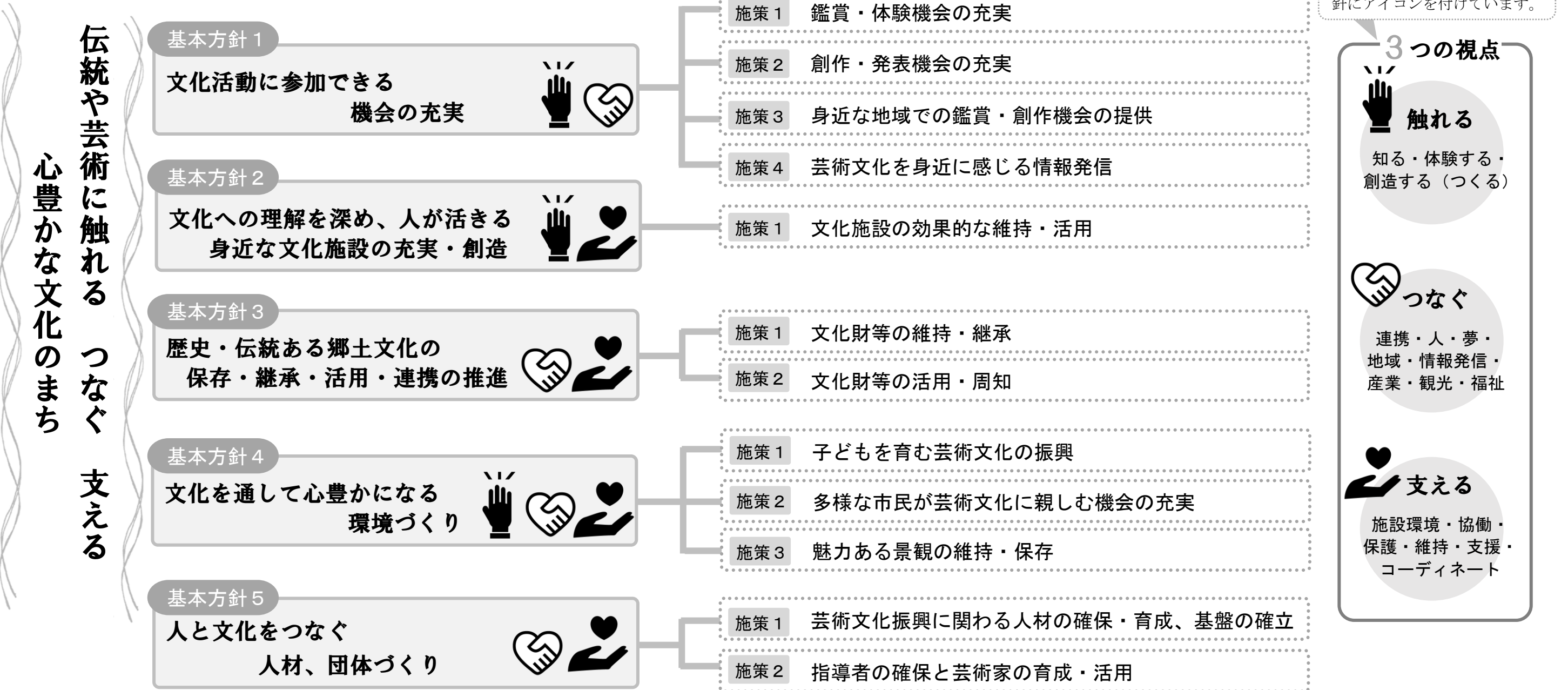
芸術文化との接点が少ない人へのアプローチとして、学校や地域でのアウトリーチ・ワークショップを通じて芸術文化に親しむ機会を提供し、文化意識の向上を目指します。

4 施策体系

基本理念

5つの基本方針

施策の展開



重点プロジェクト

人材バンク（アーティスト・コーディネーター）
の設置・運営

施設の特徴を活かした芸術文化の拠点づくり

アウトリーチ・ワークショップの充実

第3章 施策の展開

本章では、第2章の基本方針に基づき、計画期間中に行う各施策について、目指す姿の概要と代表的な取組を掲載します。

○【現状・課題】 アンケートやヒアリング等からわかる関市の「今」を掲載しています。

○【施策の目指す姿】 取り組む施策によって達成される姿を掲載しています。

○【展開】 施策を展開するために現在実施している事業や今後実施予定の事業のうち、代表的な取組を掲載しています。

○こんなことをしています！ 【展開】の一例を具体的に掲載しています。

○**参考資料（統計やアンケート等より）**

【現状・課題】の根拠となる統計やアンケート、ヒアリングの結果を掲載しています。

※特筆しない場合、「資料」の「アンケート」は平成28年（2016年）3月に18歳以上の市民1,000人に実施した文化振興に関するアンケート、「ヒアリング」は平成28年（2016年）7月～9月に関市で活動する文化団体に実施したアンケート及びヒアリングを指します。その他の調査結果等より引用する場合は個々の調査名等を掲載しています。

施策1 鑑賞・体験機会の充実

【現状・課題】

- 市に求められる芸術文化の振興の役割として、第一に優れた鑑賞機会の提供があげられます。
- 市民のニーズにあわせ、質の高い鑑賞機会を提供するとともに、ワークショップやアウトリーチ等、多様な手法により、ふだん芸術文化に触れる機会のない市民にも接点をつくることが求められます。



【施策の目指す姿】

- 市民のニーズを踏まえながら、さまざまな芸術文化を鑑賞・体験できる機会を提供します。
- 質の高い内容や気軽に参加できるテーマ、季節に合った事業、地域ゆかりの芸術家の起用等、趣向を凝らしたプログラムの提供を図ります。
- ふだん芸術文化と触れあう機会が少ない人も関心が持てるよう、多様な形式でのワークショップ等を実施し、市民参加により芸術文化を体験できる機会の充実を図ります。

【展開】

- 質の高い音楽等鑑賞の機会を提供する「市民の劇場」を文化会館で実施します。(文化課)
- クラシック音楽を主として鑑賞できる機会として、文化会館で「さろん・こんさーと・せき」を実施します。(文化課)
- わかくさ・プラザのコスモホールを活用し、星空観賞や生演奏を行う「星空コンサート」を実施します。(学校教育課)
- コンサートや、あんどんに飾った文芸作品を楽しむ「名月と萩の夕べ」を市役所で実施します。(文化課)
- 「篠田桃紅美術空間」にて、郷土ゆかりの作家の作品や、地域の自然や文化をテーマとした美術作品を鑑賞できる展覧会を実施します。(文化課)

こんなことをしています！

アフタヌーンコンサート

関市文化会館で毎月1回、アフタヌーンコンサートを開催しています。市内や県内で活動するアーティストが出演し、市民が生音楽に触れる機会となっています。また、アーティスト同士が交流する場ともなっています。（文化課）



市民参加型ワークショップ

市民が芸術文化をより身近に感じられるように、関市文化会館において、さまざまなワークショップを実施しています。（文化課）

■市民参加型ワークショップの実施例

平成25年	演劇ワークショップ（市内高校演劇部）
平成26年	落語ワークショップ（一般）
平成27年	演劇ワークショップ（小学生、高校演劇部）
平成28年	演劇ワークショップ（一般、高校演劇部）



■演劇ワークショップ

参考資料（統計やアンケート等より）

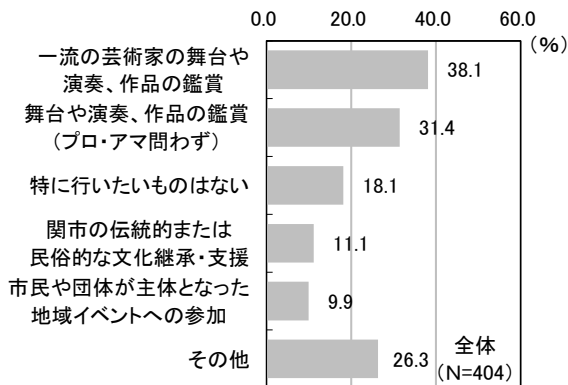
- ・アンケートでは、ここ1年間の芸術文化の鑑賞について、「映画」が最も多くなっていますが、「鑑賞していない」が26.2%と2番目に多くなっています。
- ・アンケートでは、鑑賞・参加したい芸術文化活動として、「一流の芸術家の舞台や演奏、作品の鑑賞」「舞台や演奏、作品の鑑賞（プロ・アマ問わず）」が上位となっています。
- ・ヒアリングでは、芸術文化を振興するための市の役割として、「優れた芸術文化の鑑賞機会の充実」が最も多くなっています。

■1年間で鑑賞した芸術文化（上位5位）

	項目	(N=404)
1	映画	43.6%
2	鑑賞していない	26.2%
3	軽音楽・ジャズ・ロック・歌謡曲	18.8%
4	その他の絵画	12.4%
5	建造物や遺跡・埋蔵文化	10.1%

資料：アンケート

■今後鑑賞・参加してみたい芸術文化活動



資料：アンケート

施策2 創作・発表機会の充実

【現状・課題】

- 芸術文化を鑑賞している人に比べ、参加している人が少なくなっています。特に働き盛りである比較的若い世代へのアプローチが求められます。
- 市民が芸術文化活動に意欲を持てるよう、場や機会等、環境を整備することが求められます。



【施策の目指す姿】

- さまざまな世代の日常的な創作・発表の活動を支援するため、まちなかや各地域で場や機会を提供します。
- 市内の多様な団体と連携し、イベント時に芸術文化活動の成果を発表する機会を設ける等、活動者にとってのやりがいを創出します。

【展開】

- 市民が創作した作品を展示・発表する美術展（アンデパンダン：無審査、無賞の展覧会）を開催します。（文化課）
- 本市の文化祭において、市民茶会や文芸大会、邦楽大会、洋楽祭等、市民の芸術文化活動を発表する機会を提供します。（文化課）
- 「まちかど工房ギャラリー」にて、市民が創作した作品を展示し、市民の発表の機会をつくとともに、関市中心市街地の活性化とにぎわいづくりを支援します。（商工課）
- 市民活動センターでの団体活動やイベント等における芸術文化体験や創作活動を支援します。（市民協働課）

こんなことをしています！

いきいきフェスタでの文化体験



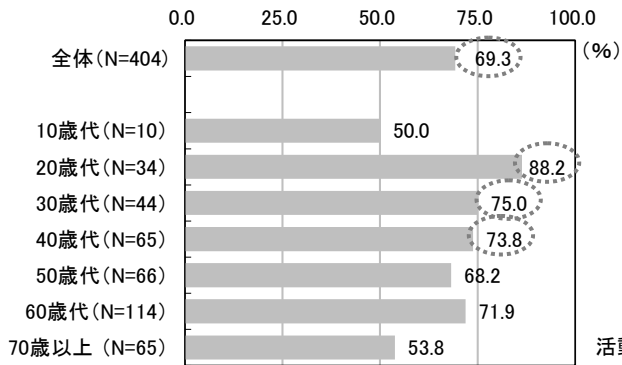
毎年11月（12月）にわかくさ・プラザにおいて、市内の生涯学習団体と連携し、さまざまな世代が創作活動等を行う「いきいきフェスタ」を開催しています。広報紙を通じて、創作活動を行う人・団体を募集し、市内の大学や県博物館も参加しています。（生涯学習課）



参考資料（統計やアンケート等より）

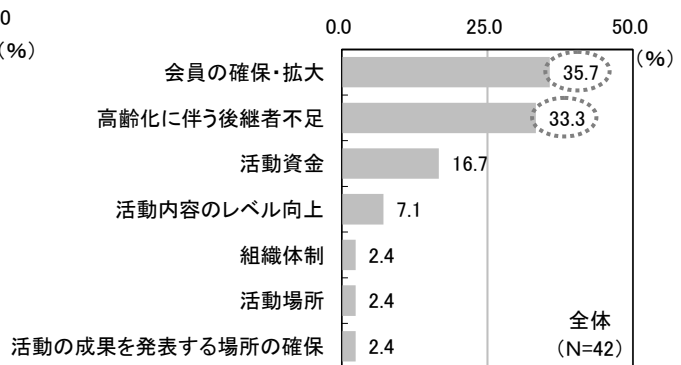
- ・アンケートでは、ここ1年間の鑑賞以外の芸術文化活動について、「参加していない」が69.3%と最も多くなっています。特に20～40歳代の仕事、家事、育児で忙しいと思われる世代は参加していない人が多くなっています。
- ・ヒアリングでは、団体の会員数の減少や高齢化が課題となっており、会員数の維持・増加や若い会員の確保が求められています。

■芸術文化活動に参加していない人の割合（年齢別）



資料：アンケート

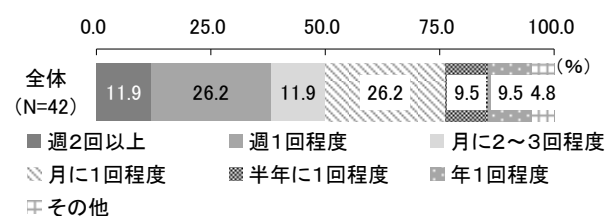
■団体の課題や悩みごと



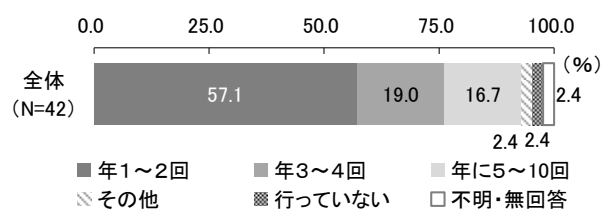
資料：ヒアリング

- ・アンケートでは、活動の頻度は「年に数回程度」が6割強と最も多くなっています。また、活動場所は市内が約8割となっています。
- ・ヒアリングでは、団体の活動頻度は週1回から月1回程度、発表や展示の頻度は年に数回程度が多くなっています。発表や展示の場所としては、関市文化会館が最も多くなっています。

■団体の活動頻度



■団体の発表や展示等の頻度



資料：ヒアリング

■団体の発表や展示等の場所

項目	(N=41)
1 関市文化会館	58.5%
2 他市町の公共施設	36.6%
3 民間の施設	34.1%
4 地域の生涯学習センター	26.8%
5 わかくさ・プラザ	22.0%
6 地区のふれあいセンター	17.1%
7 地区の公民センター	14.6%

資料：ヒアリング

施策3 身近な地域での鑑賞・創作機会の提供

【現状・課題】

- 地域のどこであっても、芸術文化に触れられる・参加できる環境整備が必要です。
- それぞれの地域固有の芸術文化資源を活かした地域独自の取組が求められます。
- 既存の公民館や施設だけでなく、民間と連携し、飲食店や空き店舗等を活用した取組も検討する必要があります。



【施策の目指す姿】

- 広い市域を踏まえ、市内のさまざまな地域でその土地にゆかりがある芸術文化資源等に触れられる、体験できる場・機会を提供します。
- 合併以前からある地域の施設や空き店舗等、各地域の既存施設の活用や、地域に出向いた公演・展示等により、市民が身近な場所で芸術文化を楽しめるよう図ります。
- 各地域で活動する芸術文化に関わる団体への支援や、イベントの実施により地域に根付いた芸術文化の振興を図ります。
- 市民が質の高い芸術文化を楽しめるよう、各地域の生涯学習センター等（旧町村）にて定期的に芸術文化鑑賞の機会を提供します。

【展開】

- 市役所等の身近な施設において、市が所蔵する郷土ゆかりの作家の作品等を公開・展示します。（文化課）
- 各地区のふれあいセンター等での創作活動や、文化祭等の発表の機会を支援します。（地域事務所）
- まちかど工房ギャラリーやふれあいサロン等、市内の空き店舗等を活用した芸術文化活動を支援します。（商工課）
- 団体が中心市街地の活性化のため、社会的、経済的及び文化的なイベントや広報活動を行うことを支援します。（商工課）

こんなことをしています！

どこでもギャラリー

市が所蔵する美術作品を積極的に活用するため、民間施設への貸し出しを行っています。

市内のさまざまな施設をギャラリー空間として利用することで、まちじゅうが「どこでもギャラリー」となることを目指しています。（文化課）



絵画・写真・工芸品等 262 点が貸出可能

こんなことをしています！

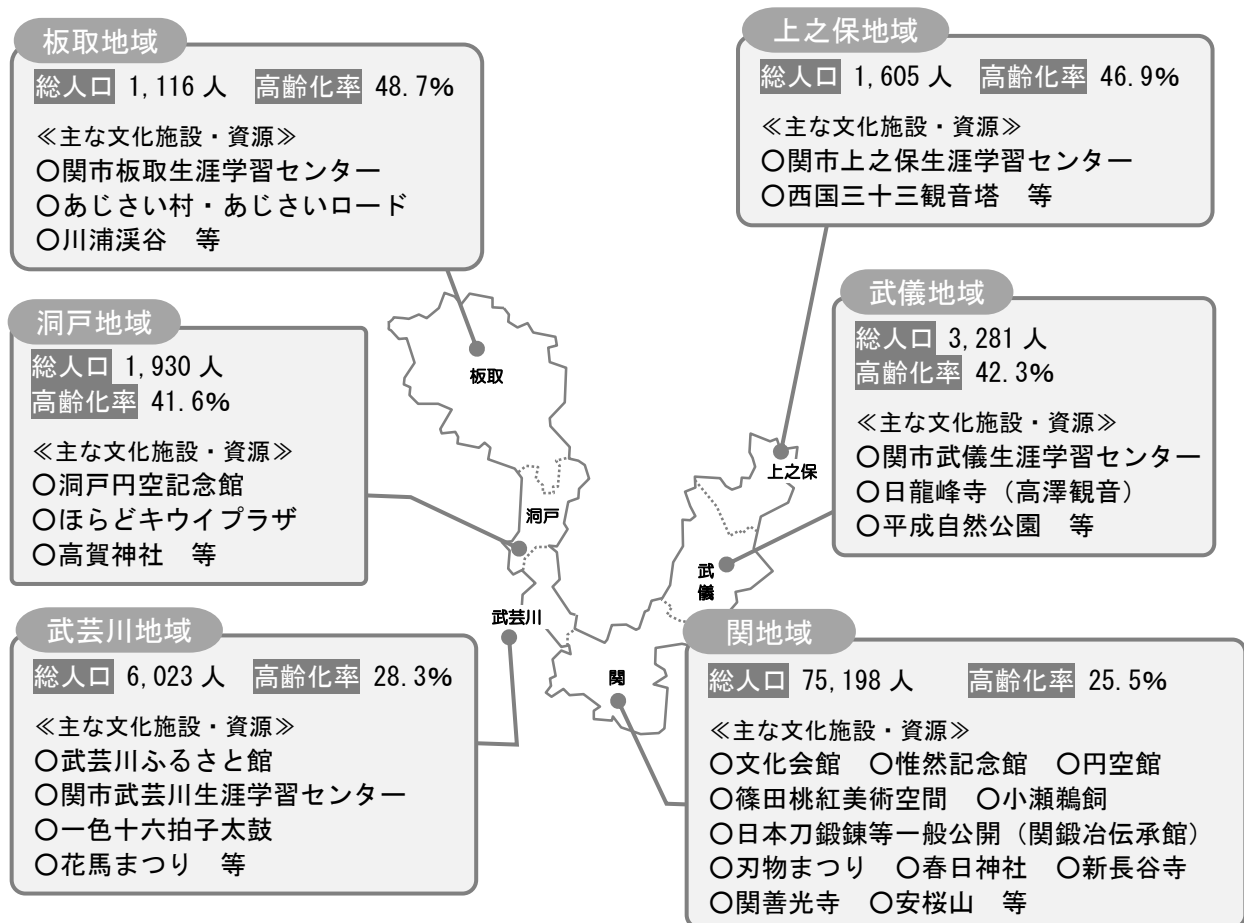
関の道ウォーキングガイド

市内の公共施設等を起点とし、初心者、中級者、上級者等のウォーキングコースを設定しています。市内各地域の自然景観や歴史的な名所をめぐらるため、健康づくりだけでなく、芸術文化への関心を高める機会にもなっています。(保健センター)



参考資料（統計やアンケート等より）

- ・現在の関市は、平成17年に旧関市と旧武儀郡（洞戸村・板取村・武芸川町・武儀町・上之保村）が合併してできました。中心部と両ウイングエリア（旧武儀郡）では人口や高齢化率の状況に大きな違いがあります。また、施設等の分布もさまざまとなっています。
- ・アンケートの自由記述では、両ウイングエリアからは中心部で行われる事業に参加しづらい、という声がありました。市の中心部以外における、芸術文化との接点の創出が求められます。



資料：（総人口、高齢化率）国勢調査（平成27年）

施策4 芸術文化を身近に感じる情報発信

【現状・課題】

- 市民が芸術文化に関心を持つきっかけとして、効果的な情報提供を行うことが大切です。
- 本市の芸術文化に関する情報を整理し、多様な市民の情報入手手段に応じた効果的な情報発信が求められます。



【施策の目指す姿】

- 本市の芸術文化に関するあらゆる情報を集約し、わかりやすく発信することで、さまざまな人が芸術文化に関心を持ち、理解できるよう努めます。
- 芸術文化への関心が高い人も、普段触れあう機会がない人も情報を入手・活用できるように、紙媒体やインターネット等、市民のさまざまなニーズに応じた多様な手段で情報提供を行います。

【展開】

- 市内における芸術文化に関する団体やイベント、アーティストの情報を集約し、わかりやすく情報提供します。(文化課)
- 広報紙やホームページ、SNS*等多様な媒体を通じて、芸術文化に関する情報を市内外に発信します。また、高齢者や障がいのある人、外国人等、あらゆる人が理解しやすいよう工夫します。(文化課、関係各課)

*SNS：Social Networking Service の略。インターネット上で友人同士や同じ趣味を持つもの同士が集まり、利用者間のコミュニケーションを支援するサービス（サイト）。

こんなことをしています！

外国語による情報発信

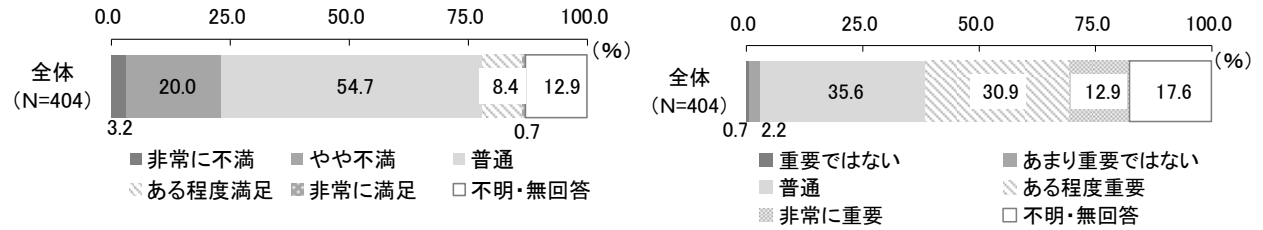
芸術文化に関するイベントのチラシや、施設のパンフレット等に外国語を併記し、外国人等にもわかりやすい情報提供を行います。(関係各課)



参考資料（統計やアンケート等より）

- ・アンケートでは、本市の芸術文化に関する情報提供の満足度（「非常に満足」＋「ある程度満足」）は 9.1%にとどまっています。一方で、情報提供の重要度については、重要（「非常に重要」＋「ある程度重要」）と考える市民が 43.8%となっています。

■芸術文化に関する情報提供の充実に対する満足度・重要度



資料：アンケート

- ・「関市まちづくりアンケート」（平成 28 年 1 月実施）では、市のお知らせや情報の入手手段として、「広報紙（広報せき）」が最も多くなっています。
- ・「文化振興に関するアンケート」の自由記述では、芸術文化についての情報をインターネット等でわかりやすく発信して欲しいという意見がみられました。また、「文化振興に関するアンケート」「関市まちづくりアンケート」それぞれの自由記述で、近年のインターネットやメディアを活用した本市の情報発信に対して評価する意見がある一方、インターネットが使えない市民にとってもアクセスしやすい情報提供を求める意見がみられます。市民それぞれの特性に合わせた多様な手段での情報提供が求められます。

■市からのお知らせや情報の入手手段

	項目	(N=1,393)
1	広報紙(広報せき)	89.8%
2	回覧板でのお知らせ	50.2%
3	マスコミ(新聞やテレビなど)	24.3%
4	あんしんメール	21.5%
5	市ホームページ	11.9%
6	広報テレビ	3.7%
7	その他	3.3%
8	市のソーシャルメディア	2.7%
9	広報ラジオ	2.2%

資料：関市まちづくりアンケート
(平成 27 年度)

■情報発信についての意見（原文から抜粋）

- ・関市の重要な文化をあまり知らないの、資料にまとめ市民へ配布してほしい。
- ・昨年、板取のすいれんの池、善光寺の仏像と話題になり、情報発信が上手であった。
- ・ネットを見る機会が多いので、インターネット等から参加しやすいイベントやホームページが充実するとうれしい。
- ・高齢になり、細かい字を読むのが面倒になり、インターネットも使えない。
- ・インターネットが当たり前の社会だが、何でもメールでのお知らせは困る。

資料：アンケート、関市まちづくりアンケート（平成 27 年度）

施策1 文化施設の効果的な維持・活用

【現状・課題】

- 市民の芸術文化との接点となる文化施設を効果的に活用することにより、市民の芸術文化の鑑賞・参加に結びつくことが考えられます。
- 国の方向性や本市の公共施設のあり方を踏まえ、市内の芸術文化に関わる施設のあり方を定め、適切に運営していく必要があります。



【施策の目指す姿】

- 文化会館や図書館、各地域の文化芸術に関わる施設を、県や近隣市町村と情報交換を行い連携して、適切に運営します。
- 市民が親しみを持って各施設を利用できるよう、各施設の特性を活かした企画等を実施します。
- 「関市公共施設再配置計画」等、市全体の方針を踏まえながら、各施設の調査等を実施し、計画的な維持・管理を進めます。
- 市民のニーズや課題に的確に対応するため、専門知識を有する職員の育成及び指定管理者等との連携を図り、文化施設の運営を行います。

【展開】

- 文化会館をはじめ、文化活動の拠点となる身近な文化施設を適正に運営し、親しみをもって利用できるよう情報発信に努めます。（文化課）
- 県や近隣市町村の文化施設と連携し、情報交換や人的交流等を行います。（観光交流課・文化課）
- 市内の文化・歴史に関する施設の適切な管理や、計画的な改修を行います。また、各施設において本市にゆかりのある円空、広瀬惟然、仙厓義梵等の作品等の展示・公開や、理解を促進するための企画・講座等を実施します。（観光交流課・文化課）
- 地域の自然・歴史的文化施設等を再調査し、次世代に残すべき資源の洗い出しと施設を維持するための環境整備を支援します。（地域教育事務所）

こんなことをしています！

わかくさ文庫

「せき・わかくさ文庫」は、関市の伝統文化と産業に関する資料を収集・保存し、永く市民の財産として伝え、残していくことを目的として、平成 11 年（1999 年）より本市の図書館に設置されています。（生涯学習課）

【わかくさ文庫の資料】

- 刀剣：刀剣、刀装具（鐔・小柄・目貫等）の歴史、鑑定や刀工・金工等に関する資料
- 刃物：地場産業「刃物」について、原材料の鉄、歴史、たたら製法、刃物生産、全国の刃物産地、刃物製品、貿易関係資料、工業統計書等の資料
- 円空：円空に関する写真集、研究資料
- 惟然：研究資料や俳句の師匠である芭蕉に関する資料
- 仙厓：美濃国武儀郡（現関市武芸川）に生まれ、清泰寺（現美濃市）で僧侶となった仙厓の資料
- 郷土資料：関市と中濃地域に関する行政資料、郷土の文化・歴史に関する資料

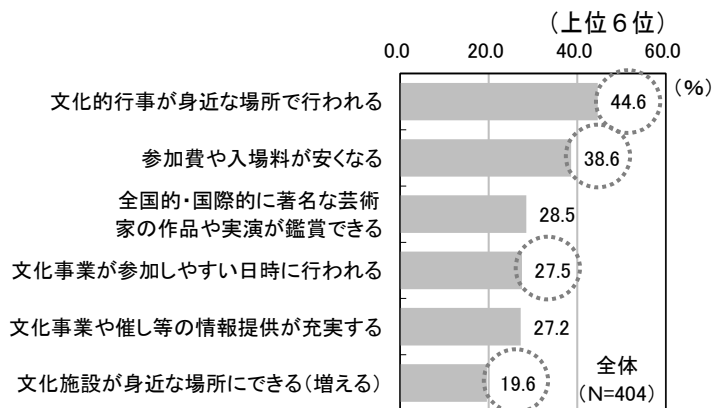


参考資料（統計やアンケート等より）

- ・アンケートでは、芸術文化に関する行事・施設に参加・利用しやすくなる条件として、「文化的行事が身近な場所で行われる」が最も多くなっています。また、参加費や日時等、行事内容以外の条件を重視する人も多くなっています。
- ・ヒアリングでは、活動や発表のための場に対する意見・アイデアが複数あがっています。

■芸術文化的行事・施設に参加・利用しやすくなる条件

■施設に関する団体の意見（原文から抜粋）



資料：アンケート

- ・楽器の保管場所が練習場所の近くになく、困っている。
- ・制作の拠点とも兼ねる、アトリエのような常設の展示場所があるといい。
- ・音響の整った施設があればと思う。
- ・まちかどギャラリーのように文化会館を市民にもっと開放してはどうか。
- ・コーヒー店内でピアノ演奏、コーヒー教室を実施している。

資料：ヒアリング

- ・「関市公共施設再配置計画」（平成 27 年度策定）では、合併による同種施設の増加、施設の利用状況や老朽化、今後の人口減少や少子高齢化、税収の減少を踏まえて公共施設の再配置の方針が示されています。芸術文化に関わる施設についても、時代や財政状況に応じた再配置を進めていくこととなります。公共施設の再配置を踏まえながら、芸術文化の振興の拠点を維持・管理する必要があります。

施策1 文化財等の維持・継承

【現状・課題】

- 市民の文化財等の伝統文化への関心は高く、維持・継承していくことが求められます。
- 人口減少や少子高齢化が進むなか、文化財等を適切に維持・継承できる次世代の人材を育てていくことが求められます。



【施策の目指す姿】

- 文化財等の本市の多様な芸術文化資源や伝統文化資源、産業文化資源が次世代に維持・継承されるよう、調査や記録、修繕を行う等、保存活動を行います。また、必要に応じて市の文化財への指定を行います。特に重要なものについては、国や県に文化財への指定を働きかけていきます。
- 市民に貴重な文化財や伝統文化等についての関心を持ってもらうため、企画の実施や、維持・保存活動の支援を行い、次世代への継承を図ります。
- 郷土芸能、伝統技術等を次世代へ正しく伝えていくために、後継者育成を積極的に支援します。

【展開】

- 希少動植物の絶滅を防ぎ、次世代に残すため、関係団体と連携して天然記念物の生育状態の調査・保護に努めます。(文化課)
- 特に保護措置が必要とされる伝統文化資源について、文化財指定を検討します。また、指定文化財の保存・管理について、管理者（所有者）と連携を強化します。(文化課)
- 土木工事、開発等により遺跡等の文化財を現状維持できない場合、埋蔵文化財の発掘調査と記録保存を行うとともに、その成果を展示会等で発表し、周知します。(文化課)
- 発掘調査や市史編さんにより収集された資料や民具が有効に活用できるよう、映像化やデジタルアーカイブ化等により保存・整理を行います。(文化課)
- 本市を代表する遺跡である弥勒寺官衙遺跡群を次世代へ伝えていくために、適切に保存・保護するとともに、学習の場としての史跡公園整備を進めます。(文化課)
- 700 有余年の歴史と伝統ある関伝の魅力を次世代に伝え、技術を研鑽していくため赤羽刀の整備等、刀匠・刀職技術者の活動、後継者育成を支援します。(文化課)
- 国の無形民俗文化財である長良川の鵜飼漁（小瀬鵜飼）の関連技術や習俗の調査、鵜飼をめぐる環境整備を行い、保護・伝承を推進するとともに、ユネスコの無形文化遺産登録を目指します。(観光交流課・文化課)
- ちょうちんまつりやどうじやこう等、各地域に根付いた伝統的な祭事が維持・継承されるよう、地域住民による活動を支援します。(市民協働課・地域事務所・観光交流課・文化課)
- 関音頭や関音頭ばやし等、盆踊りを次世代に伝えるため、盆踊り講習会や子ども踊りコンクールを開催する関盆踊り保存会の活動を支援します。(観光交流課)

こんなことをしています！

獅子舞（獅子芝居）の継承

関市無形文化財である獅子舞の保護・伝承のため、関市獅子舞保存会が、小中学生等、若手の指導・後継者育成に努めています。県や市町村の行うイベントにも積極的に参加しており、市では活動を支援しています。（文化課）

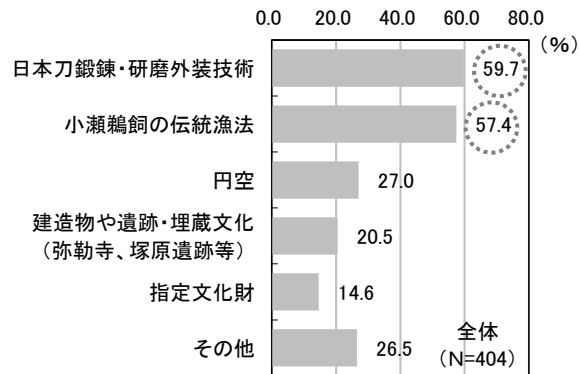


■邦楽・獅子舞大会（関市文化会館）

参考資料（統計やアンケート等より）

- ・アンケートでは、関市を代表する芸術文化として広く発信すべきものとして、「日本刀鍛錬・外装研磨技術」「小瀬鵜飼の伝統漁法」が突出して高くなっています。
- ・ヒアリングでは、「関市の文化」（関市固有の文化、関市らしさ）でイメージするものについて、刃物に関する回答が高くなっています。

■関市を代表する芸術文化として広く発信すべきもの



資料：アンケート

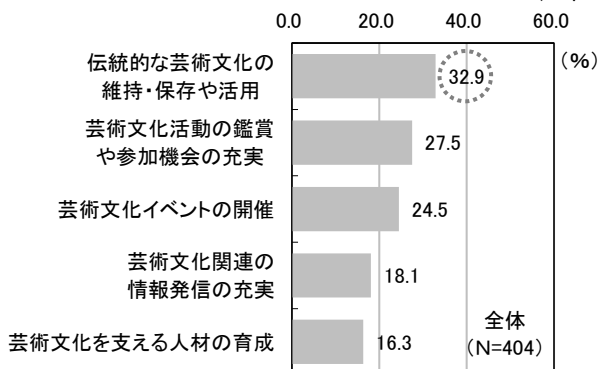
■「関市の文化」でイメージするもの

件数・内容
刃物、刀剣、刃物産業(12件)
小瀬鵜飼(5件)
円空(5件)
寺社(日竜峯寺、善光寺、新長谷寺(吉田観音)、春日神社等)(8件)
自然(清流、川浦溪谷、名無木、菊花等)(6件)
地域の祭り(祭りの山車(昔からのからくり山車)等)(2件)
歴史的人物(広瀬惟然)(1件)
その他(9件)

資料：ヒアリング

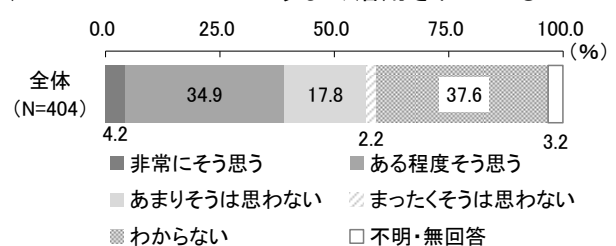
- ・アンケートでは、芸術文化を活かしたまちづくりのために注力すべき取組として、「伝統的な芸術文化の維持・保存や活用」が最も高くなっています。
- ・アンケートでは、関市の歴史や指定文化財が大切に保存されたり、うまく活用されているかについて、『そう思う』（「非常にそう思う」＋「ある程度そう思う」）が『そうは思わない』（「あまりそうは思わない」＋「まったくそうは思わない」）を上回る一方、「わからない」が4割程度と高くなっています。芸術文化の振興にあたって、伝統文化や文化財の維持・活用が大切と考えられています。

■芸術文化を活かしたまちづくりのために注力すべき取組（上位5位）



資料：アンケート

■関市の歴史や指定文化財が大切に保存、うまく活用されているか



資料：アンケート

施策2 文化財等の活用・周知

【現状・課題】

- 文化財等の効果的な活用・周知により市民の関心を高めることで、維持・継承につなげていく必要があります。
- 観光や産業をはじめ、芸術文化資源を他の分野に活かすことで、相乗効果が生まれることが期待されます。



【施策の目指す姿】

- あらゆる人が本市の多様な芸術文化資源を知り、歴史や伝統文化等に関心や認知が高まるよう、情報の整理や、さまざまな対象にあった企画の実施等を行います。
- 市内外の多様な機関と連携し、観光や学校教育、生涯学習等さまざまな分野で文化財等を活用します。

【展開】

- 本市の文化財の資料や情報を整理し、子どもや市民が楽しめるよう各施設で実施する体験プログラムに活用します。(文化課)
- 子どもが地域の芸術文化資源を知り地域への愛着を育めるよう、学校教育と連携し文化財等を授業の教材として活用します。(文化課)
- 市民が地域の芸術文化資源を再発見し、地域への愛着を持てるような生涯学習等の機会を提供します。(生涯学習課)
- 文化財等の発掘調査の成果発表や新規文化財指定の際に、文化財等の展示会・講演会等を開催します。(文化課)
- 刃物まつりや春日神社の神事、古式日本刀鍛錬の一般公開等を通じて、日本刀鍛錬技術を保護・伝承します。また、瀬戸内市(岡山県)と連携し、日本遺産認定の申請を行います。(観光交流課・文化課)
- 市が所蔵する刀剣(赤羽刀含む)を保存・管理するとともに、刀鍛冶の地として市民や観光客の関心や理解を高めるため、企画展等を実施します。(観光交流課・文化課)



■刀剣の展示（関鍛冶伝承館）



■古式日本刀鍛錬の一般公開
（関鍛冶伝承館）



■刃物まつり（刃物大廉売市）

こんなことをしています！

刃物のまち関 ～刃物を活用した多面的な取組～



本市の刃物産業は鎌倉時代からはじまり、現在は国内外で有名な刃物産地となっています。貴重な芸術文化資源として保護・継承を進めており、まちづくりや観光分野でも活用されています。

【刃物に関連した本市の取組】

取組	内容
刃物まつり	刃物のまち・関市を市内外に広く宣伝するとともに、刃物産業の発展を目指して毎年10月に本町通りで開催しています。刃物販売市や古式日本刀鍛錬、刀剣研磨外装技術の実演、特産品販売等が行われます。(観光交流課・文化課)
刃物ミュージアム回廊	刀匠や刀職者、刃物関連企業との協力により、「刃物のまち関」を体感できる拠点施設の整備を進めます。(観光交流課・文化課)
マイ刃物づくり工房	刃物ミュージアム回廊内で、マイ包丁やマイナイフ、マイハサミ等、観光客が自分だけの刃物を製作できる体験型講座の開催に向けて取り組みます。(観光交流課)
刃物検定(はもけん) 刃物セミナー	市民や刃物関連企業、行政が協働して検定内容等を検討し、関の刃物の歴史や使用法等の正しい知識を身につけ、郷土の文化意識高揚につながるセミナーや検定を実施します。(商工課)

参考資料(統計やアンケート等より)

- ・アンケートでは、市指定文化財や伝統文化の認知度について、「伝統文化」の認知度が最も高くなっていますが、「すべて知らない」割合も6.9%、40歳代では1割を超えています(12.3%)。
- ・「関市まちづくりアンケート」では、刃物や小瀬鵜飼以外の文化資源のPRにも力を入れてほしいという意見がみられます。

■市指定文化財や伝統文化の知名度

	天然 記念物	民俗文化財・ 無形文化財	史跡	有形文化財	伝統文化	すべて 知らない
全体(N=404)	15.3%	47.3%	44.3%	52.7%	74.5%	6.9%
【年齢別】						
10歳代(N=10)	10.0%	50.0%	70.0%	70.0%	90.0%	0.0%
20歳代(N=34)	8.8%	35.3%	38.2%	58.8%	76.5%	5.9%
30歳代(N=44)	4.5%	40.9%	36.4%	50.0%	84.1%	4.5%
40歳代(N=65)	6.2%	32.3%	49.2%	47.7%	75.4%	12.3%
50歳代(N=66)	13.6%	47.0%	54.5%	50.0%	66.7%	7.6%
60歳代(N=114)	22.8%	53.5%	38.6%	53.5%	75.4%	8.8%
70歳以上(N=65)	26.2%	64.6%	46.2%	55.4%	70.8%	1.5%

資料：アンケート

■「関市まちづくりアンケート」の意見(原文から抜粋)

- ・「円空」に対する取組が今いち弱い。もっと文化、観光面で活用すべきだ。
- ・吉田観音を観光資源としても活用すべきと思う。

資料：関市まちづくりアンケート(平成27年度)

- ・アンケートでは、「芸術文化(小瀬鵜飼や日本刀鍛錬技術等を活用した観光等)の産業振興」が芸術文化の振興にあたって重要と考えている市民が半数以上となっています。

施策1 子どもを育む芸術文化の振興

【現状・課題】

- 子どもの感受性や創造力を高め、郷土愛を育む芸術文化体験を推進することが求められます。
- 学校や地域を通じて芸術文化に触れる、参加する機会を提供することが求められます。



【施策の目指す姿】

- 学校や地域を通じて、地域の芸術家と交流する機会や、芸術文化資源に直接触れる、実演を見学する機会等を提供します。
- 市内だけでなく全国の子どもが芸術文化に親しめるような企画を実施し、子どもの文化性や創造性を育みます。
- 保育園や幼稚園等の就学前の学びの場でも、子どもが芸術文化に触れられる環境づくりに努めます。

【展開】

- 学校に地域の著名人や専門家等を講師として招き、「地域の自然や文化」「生き方」等を児童生徒が学ぶ「関市版寺子屋事業」を実施します。(学校教育課)
- 古式日本刀鍛錬の技術に直接触れて親しむことができる「日本刀鍛錬見学」や、国の無形民俗文化財「小瀬鶴飼」の観覧事業を学校で実施し、児童生徒の郷土愛を育みます。(学校教育課)
- 小中学校・高校及び特別支援学校に地域の俳句指導者を招く「出前俳句講座」を実施します。(文化課)
- 保育園や幼稚園、小中学校等で普段触れることの少ないプロの演奏家による演奏を間近で体験、参加できるように、子どもの創造力と感性を刺激するアウトリーチ活動を実施します。(文化課)
- 地域の学校を会場とする出前講座「美術館が学校へ行く」や子ども向けの美術企画事業を実施し、子どもが鑑賞及び造形活動等、美術と触れあう機会を充実します。(文化課)
- 児童生徒の作品を関市文化会館に展示する「関市子ども美術展」を開催し、児童生徒や市民の芸術文化に対する関心や理解を高めます。(学校教育課・小中学校)

こんなことをしています！

関市子ども文化事業

関市では、21世紀を担う子どもの豊かな感性と心を育むために「関市子ども文化事業」に取り組んでいます。「関市子ども文化事業」では、「全国子ども俳句コンクール」「全国子ども木の造形作品コンクール」「子ども俳句教室」等を実施し、その企画・運営には市内の小中学生・高校生が委員となる「子ども運営委員」が参加しています。「子ども運営委員」は、コンクールの周知活動や表彰式の司会進行等を行っています。（教育総務課・学校教育課・文化課）



■子ども俳句教室

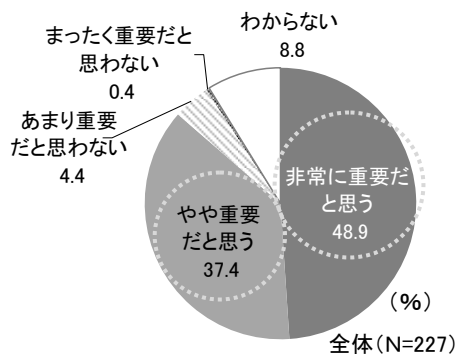


■子ども木の造形教室（中池公園）

参考資料（統計やアンケート等より）

- ・アンケートでは、子どもに対する芸術文化が『重要だと思う』（「非常に重要だと思う」＋「やや重要だと思う」）市民が9割弱と高くなっています。
- ・アンケートでは、子どもの芸術文化体験に期待する効果について、「日本の文化を知り、国や地域に対する愛着を持つようになる」「美しさなどへの感性が育まれる」が高くなっています。
- ・アンケートでは、子どもの芸術文化体験で重要なことについて「学校における鑑賞体験（アウトリーチ含む）を充実させる」「学校における創作体験（アウトリーチ含む）を充実させる」が突出しています。
- ・ヒアリングでは、関市の文化振興のためのアイデアとして、学校等との交流を進めていく必要があるという意見がありました。

■子どもの芸術文化体験は重要か



※不明・無回答除く

資料：アンケート

■子どもの芸術文化体験で重要なこと（上位5位）

	項目	(N=198)
1	学校における鑑賞体験(アウトリーチ含む)を充実させる	58.6%
2	学校における創作体験(アウトリーチ含む)を充実させる	50.0%
3	歴史的な建造物や遺跡などについて学習する機会を充実させる	36.4%
4	地域の文化施設(ホール・劇場や美術館・博物館等)における、子ども向けの鑑賞機会や学習機会(ワークショップ等)を充実させる	33.8%
5	地域で文化的行事(音楽フェスティバル、演劇の祭典等)を開催し、芸術文化に親しむきっかけを提供する	32.8%

資料：アンケート

施策2 多様な市民が芸術文化に親しむ機会の充実

【現状・課題】

- 高齢者や障がいのある人、外国人観光客が増えているなか、生きがいつくりや社会参加、国際交流として芸術文化活動への参加が進められています。
- どんな人でも芸術文化に触れ、体験することができるようさまざまな方法での情報提供や施設の整備が求められます。



【施策の目指す姿】

- 生涯学習や多世代交流、イベント等を通じ、高齢者や障がいのある人、外国人等が芸術文化を鑑賞したり、参加する機会を提供します。
- 年齢や障がいの有無、また国籍に関わらず、すべての市民や来訪者が本市の芸術文化の豊かさを感じられるよう、情報提供体制や環境の整備を進めます。

【展開】

- 高齢者の生きがいつくりや学習意欲を高める生涯学習講座「さわやか学級」で、芸術文化に関する講座や鑑賞・創作の機会を提供します。（生涯学習課）
- 地域の行事等における多世代交流・地域内交流を通じて、地域固有の文化・歴史の継承を促進します。（高齢福祉課・子ども家庭課・生涯学習課）
- 市内在住の外国人や、訪日外国人が関市の芸術文化を理解できるよう、多言語による情報発信や、ガイドボランティアの配置等を行います。（関係各課）

こんなことをしています！

障がい者ふれあい作品展



毎年、障害者週間に、障がいのある人が能力を発揮する場として、わかくさ・プラザにおいて障がいのある人が制作した作品を展示する「ふれあい作品展」を開催しています。「広報せき」やホームページ、市内の特別支援学校及び障がい者施設等への案内を通じ、作品募集を呼びかけています。（福祉政策課）



こんなことをしています！

外国人の文化交流

関市国際交流協会主催で市内在住の外国人を対象とする、日本文化を体験できる「茶道体験教室」を開催しています。ボランティア団体が主催する外国人向けの日本語教室と連携することで、参加促進を図っています。

また、「名月と萩の夕べ」に茶道に興味のある外国人向けのお茶席を設け、おもてなしや日本の文化に触れる機会を提供しています。(秘書広報課)



参考資料（統計やアンケート等より）

- ・本市でも高齢者や障害者手帳所持者が増加しています。また、国では高齢者や障がいのある人等の社会参加として、芸術文化の活用が進められています。さらに、全国的に外国人の観光客が増加しており、日本の文化に関心を持つ機会が増えています。多様な人が芸術文化に親しむ機会をつくることが求められます。
- ・アンケートでは、60歳以上の市民が今後鑑賞・参加してみたい関市の芸術文化活動は、「一流の芸術家の舞台や演奏、作品の鑑賞」「舞台や演奏、作品の鑑賞（プロ・アマ問わず）」が上位となっており、鑑賞へのニーズが高くなっています。
- ・ヒアリングによると、団体の会員は高齢者が多くなっています。芸術文化活動への参加が生きがいや多世代交流、介護予防へとつながっているという意見も多くありました。
- ・障がい者団体へのヒアリングでは、文化活動について、制作の場を求める意見や、イベントで障がいの有無に関わらない交流を求める意見がありました。

■60歳以上の市民が今後鑑賞・参加してみたい芸術文化活動（上位5位）

	60歳代(N=114)		70歳以上(N=65)
1	一流の芸術家の舞台や演奏、作品の鑑賞(34.2%)	1	一流の芸術家の舞台や演奏、作品の鑑賞(40.0%)
2	舞台や演奏、作品の鑑賞(プロ・アマ問わず)(26.3%)	3	舞台や演奏、作品の鑑賞(プロ・アマ問わず)(40.0%)
3	特に行いたいものはない(21.1%)	5	居住地域での市民や団体等による発表・展覧会等の鑑賞(13.8%)
4	市民や団体が主体となった地域イベントへの参加(8.8%)		関市の伝統的または民俗的な文化継承・支援(13.8%)
5	居住地域での市民や団体等による発表・展覧会等の鑑賞(7.9%)		特に行いたいものはない(12.3%)
	関市の伝統的または民俗的な文化継承・支援(7.9%)		

資料:アンケート

施策3 魅力ある景観の維持・保存

【現状・課題】

- 自然資源も重要な芸術文化資源として捉え、魅力的な街並みをつくることが求められます。
- 日常生活の利便性を考慮しながら、市民がまちに誇りを持ち、市外から訪れた人が惹きつけられる景観づくりを進めることが求められます。



【施策の目指す姿】

- 自然資源や歴史文化的資源を守り、活用するため、「文化財保護条例」や「関市景観計画」、「関市環境基本計画」に基づいた「景観重要建造物」「景観重要樹木」の指定により、美しく魅力ある景観づくりを行います。

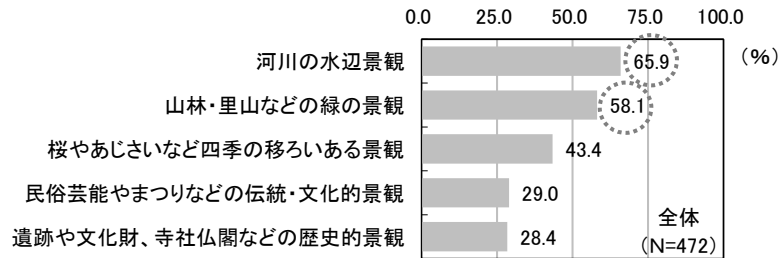
【展開】

- 「関市景観計画」で定められた方針に基づき、良好な景観を守るために必要であり、国土交通省令(第6条)で定める基準に適合する等の要件を満たした建造物を、所有者の意見の確認を踏まえ「景観重要建造物」に指定します。(都市計画課)
- 「関市景観計画」で定められた方針に基づき、良好な景観形成に重要な樹木であり、国土交通省令(第11条)で定める基準に適合するものを、所有者の意見の確認を踏まえ「景観重要樹木」に指定します。(都市計画課)
- 特に保護措置が必要とされる文化資源について、文化財指定を検討します。また、指定文化財の保存・管理について、管理者(所有者)と連携を強化します。(再掲・文化課)
- 新規文化財指定の際に、文化財の講演会等の開催等により周知に努めます。(文化課)

参考資料（統計やアンケート等より）

- ・アンケートの自由記述では、関市の文化資源として、散歩道や桜、溪谷、公園等の景観や自然についてあげている意見がありました。
- ・ヒアリングでも、「関市の文化」（関市固有の文化、関市らしさ）でイメージするものについて、清流や川浦溪谷、名無木等の自然文化をあげている団体が複数ありました。
- ・「“関市の景観”に関するアンケート調査」（平成 24 年度実施）では、関市の美しい景観や特徴的で良好な景観について、河川や山林等の自然や四季の移ろいが上位となっています。

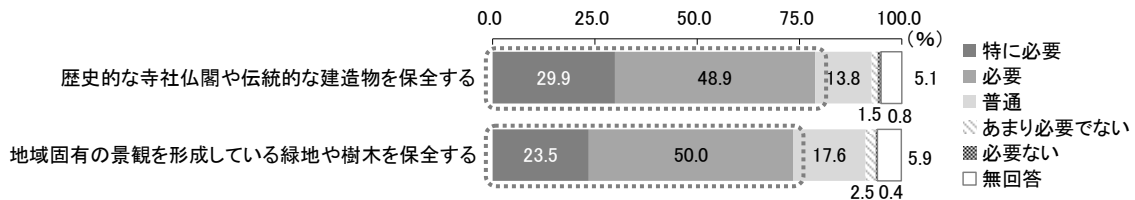
■関市の美しい景観や特徴的で良好な景観（上位 5 位）



資料：“関市の景観”に関するアンケート調査（平成 24 年度）

- ・「“関市の景観”に関するアンケート調査」（平成 24 年度実施）では、美しい景観づくりを進めていくために必要な取組について、「歴史的な寺社仏閣や伝統的な建造物を保全する」「地域固有の景観を形成している緑地や樹木を保全する」を『必要』（「特に必要」＋「必要」）と考える市民は、7 割以上となっています。

■美しい景観づくりを進めていくために必要な取組



資料：“関市の景観”に関するアンケート調査（平成 24 年度）

施策1 芸術文化振興に関わる人材の確保・育成、基盤の確立**【現状・課題】**

- 芸術文化の振興にあたって、その担い手となる人材や団体を確保・育成することは不可欠となっています。
- 今後、文化会館をはじめとする文化施設での行事運営、芸術文化団体が組織する文化協会が財政的に安定した運営をしていくために、民間企業やボランティアとも協働していくことが必要となり、そのためのアプローチが求められます。
- 企業の文化活動への参加は地域の文化活動の活性化を促し、企業のイメージアップにもつながるなどの相乗効果が期待されます。

**【施策の目指す姿】**

- 芸術文化活動や発表の場の提供等、市民や団体等の活動支援や、芸術文化の振興・活動に関わるボランティア、各関係者や団体、企業等の連携をコーディネートする人材の確保・育成を図ります。
- 将来的な市の文化振興の基盤の確立・強化を見据え、民間企業やボランティア等との協力体制を構築するよう努めます。

【展開】

- 市民の文化活動の振興を図るため、文化協会を中心とした各種文化団体に対し、活動の場や発表の機会を提供することにより、文化活動を支援します。（文化課）
- 市民が創作した作品を展示し、市民の発表の機会をつくとともに、関市中心市街地の活性化とにぎわいづくりを図る「まちかど工房ギャラリー」等を支援します。（商工課）
- 芸術文化振興財団の設立や文化協会の独立を見据え、企業のメセナ[※]活動等、民間と連携した芸術文化の振興の基盤づくりを行います。（文化課）

※メセナ：芸術文化擁護・支援を意味するフランス語。日本では平成2年に企業メセナ協議会が発足した際、「即効的な販売促進・広告宣伝効果を求めるものではなく、社会貢献の一環として行う芸術文化支援」という意味で「メセナ」という言葉を導入し、一般に知られるようになった。

こんなことをしています！**関市文化協会の活動**

茶華道、邦楽、美術工芸、文芸、園芸、洋楽、洞戸、板取、武芸川、武儀、上之保の各部・各会員が連携し、市の文化振興と顕彰を図り、市民の文化向上を目指して、関市文化協会が活動しています。文化協会では市民への文化活動の紹介や鑑賞・体験・研究の機会を設け、地域文化の継承・発展と創造活動により、青少年の健全育成にも努めています。



■ 関文化のまつり（関市文化会館）

こんなことをしています！

文化会館「市民の劇場」ボランティア

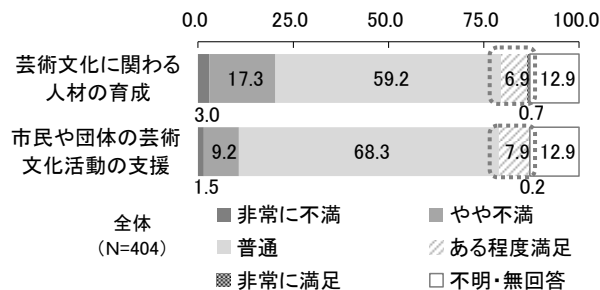
市内の高校生が「市民の劇場」開催時に舞台設営・撤収、入場整理、チケットもぎり、客席案内、出演者接遇等を体験。出演者・来場者と触れ合える文化ボランティアに取り組んでいます。



参考資料（統計やアンケート等より）

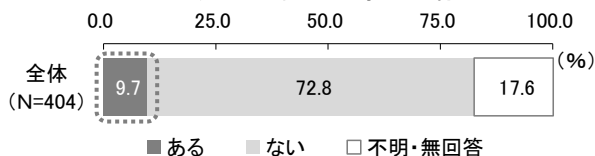
- ・アンケートでは、「芸術文化に関わる人材の育成」「市民や団体の芸術文化活動の支援」について、『不満』（「非常に不満」＋「やや不満」）が『満足』（「ある程度満足」＋「非常に満足」）を上回っています。
- ・ヒアリングでは、団体の会員の減少と高齢化が課題としてあがりました。（17P 参照）

■芸術文化に関わる人材の育成、市民や団体の芸術文化活動の支援に対する満足度



- ・アンケートでは、勤務先の会社等で芸術文化の振興に関わるボランティアや寄付の経験がある割合は、9.7%にとどまっています。
- ・アンケートでは、ボランティアや寄付活発に行われるために必要なことは、「ボランティアに関する情報提供の充実」が最も高くなっています。

■個人・会社での芸術文化の振興に関わるボランティアや寄付の有無



■ボランティアや寄付の活発化に必要なこと（上位5位）

	項目	(N=404)
1	ボランティアに関する情報提供の充実	33.2%
2	ボランティアの養成・研修機会の充実	24.3%
3	寄付金の収支の明確化	23.0%
4	学校教育において芸術文化への理解促進	21.8%
5	寄付に対する控除など、納税の際の優遇措置	20.3%

資料：アンケート

施策2 指導者の確保と芸術家の育成・活用

【現状・課題】

- 本市から新たな芸術文化を創造・発信していくため、本市にゆかりのある芸術家等を支援することが求められます。
- 芸術家等の情報を把握・整理し、イベント等に派遣することや、芸術家同士の連携を手助けすることで、活動を支援することが考えられます。
- 本市の多様な芸術文化を継承し、活動を継続させていくためには、高度な専門的知識を有する指導者（人材）の確保が求められます。



【施策の目指す姿】

- 本市にゆかりのある芸術家の活動を支援するため、活動機会の提供や芸術家同士の交流を促進し、本市の新たな芸術文化の創造へとつなげます。
- 本市と関わりのある芸術家の情報を収集・登録し、活動機会や市民と接する機会の増加を図ります。
- 各芸術文化団体や指導者に関する情報を市民に積極的に提供します。

【展開】

- 市内の芸術家の育成の観点から、創作や発表、交流の場・機会を提供し、支援します。（文化課）
- 本市にゆかりのある芸術家の情報を「アーティストバンク」に収集・登録し、発信することで芸術家の活動を支援します。（文化課）
- 芸術文化分野等での知識、経験、資格を持ち、市内で指導者としての活動が可能で意欲のある指導者の情報を収集・登録し、市民へ提供します。（生涯学習課）

こんなことをしています！

「せき新人演奏会」

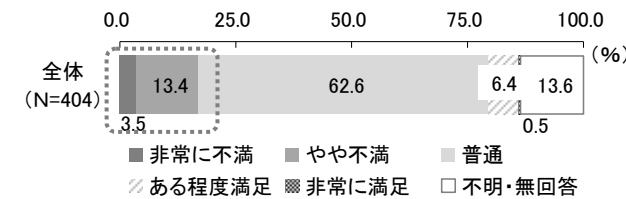
関市文化協会洋楽部と「さろん・こんさと・せき」が共催し、関市文化会館において「せき新人演奏会」を隔年で行っています。関市出身の若手音楽家に発表の機会を設けるとともに、市民にPRする活動を支援しています。



参考資料（統計やアンケート等より）

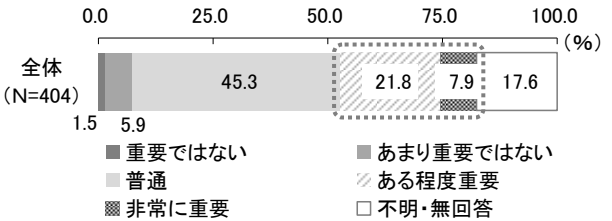
- ・アンケートでは、プロの芸術家の支援や活用に対する満足度について、『不満』（「非常に不満」＋「やや不満」）が『満足』（「ある程度満足」＋「非常に満足」）を上回っています。一方、重要度は『重要』（「非常に重要」＋「ある程度重要」）が『重要ではない』（「重要ではない」＋「あまり重要ではない」）を上回っています。

■ プロの芸術家の支援や活用に対する満足度



資料：アンケート

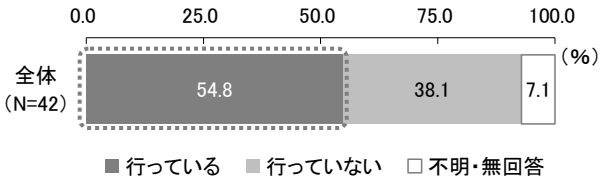
■ プロの芸術家の支援や活用に対する重要度



資料：アンケート

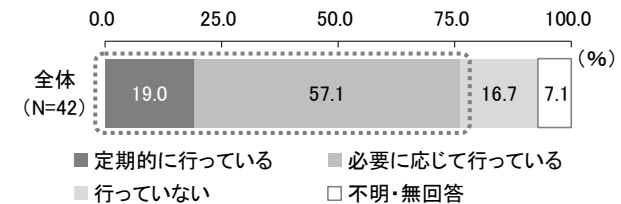
- ・ヒアリングでは、団体の後継者育成のための取組を5割以上の団体が行っています。また、新規会員獲得のためのPR活動を8割弱が行っており、内容としては、「会報、チラシ、ポスター等の配布・掲示」が多くなっています。
- ・ヒアリングの自由記述では、芸術家の育成に対して、リーダー（指導者）の育成や支援の活発化等、意見が複数ありました。

■ 後継者育成のための取組を行っているか



資料：ヒアリング

■ 新規会員獲得のためのPR活動を行っているか



資料：ヒアリング

■ 芸術家の支援に対する自由記述

- ・市が中心となって若い芸術家の育成事業を行うためには、リーダーの育成がまず必要。単発ではなく継続性のある育成が大切。
- ・芸術家の育成を若手に限定せず、老若男女問わず、素晴らしい活動をしている人の育成支援をどんどんしてほしい。そうすればもっと関市の文化も向上し、関市全体の繁栄につながるのではと思います。

資料：ヒアリング

重点プロジェクト①

人材バンク(アーティスト・コーディネーター)の設置・運営

現状・課題

- ・本市には、ゆかりがあるけれど、市民に知られていないアーティストがたくさん活動しています。アーティストは、自身の創造活動や、参加型の創造活動の提案等を通じて、市民に芸術文化の価値や魅力を広めます。市内外で活躍している本市ゆかりのアーティストの認知度の向上や、新しいアーティストの発掘、アーティストの活動の鑑賞機会の提供、市民とアーティストの交流の場の設置は、市民の文化意識向上につながります。また、アーティスト自身はさまざまな対象に向けて、プログラムを考えてメッセージを発信し、交流することで、芸術活動を深め、創作意欲を高めます。
- ・芸術文化と接する機会のない人や活動を行いたくてもその機会がない人は、芸術文化から得られる心の豊かさや生活への満足感を得にくい状況となっています。こうした市民に対しては、芸術文化に触れるきっかけをつくるため、文化事業、団体、施設等とつながるしくみが必要です。市民、アーティスト（文化に関わる人材・団体）及び芸術文化の専門知識や技術を有する団体等、それぞれのニーズを把握し、有機的に結びつけるコーディネーターの育成・活用が重要となります。

検討事項や今後の方向性

人づくりとつながりで芸術文化を振興します。

○アーティストバンクの設置と運用

市にゆかりのあるアーティストの情報を収集・登録し、アーティストの発表の場を拡充するとともに、市民に芸術鑑賞、ワークショップ等芸術体験の機会を提供することで、アーティスト同士、アーティストと市民の交流を図ります。



■市にゆかりのアーティスト

○コーディネーターの育成

芸術文化に触れる機会の少ない人々に魅力を伝えるコーディネーターを育成します。芸術文化団体・アーティストと、それ以外の団体や企業・個人とをつなげ、本市の芸術文化の振興の幅を広げる人材を育成し、人材バンクに登録します。

○芸術文化振興財団（仮称）の設立

専門的な人材の登用や柔軟な予算執行、長期的な展望に基づいた取組を可能とする芸術文化振興財団の設立を検討します。財団では、芸術文化に関する情報提供、助成金をはじめとした芸術団体への支援、人材育成や交流事業（ネットワークづくり）を役割として想定しています。

重点プロジェクト②

施設の特性を活かした芸術文化の拠点づくり

現状・課題

- ・本市には、芸術文化の発表・創作活動の拠点として、昭和 53 年（1978 年）に開館した関市文化会館をはじめ、わかくさ・プラザ学習情報館や各地域の生涯学習センター、ふれあいセンターがあります。また、円空館や洞戸円空記念館、惟然記念館（弁慶庵）、塚原遺跡公園、篠田桃紅美術空間、武芸川ふるさと館、関鍛冶伝承館等、本市の伝統・文化資源を紹介・展示する施設、一流の芸術文化に触れられる施設を多く有しています。
- ・市民の文化活動に対するニーズが多様化するなか、既存の文化施設の整備を進めるとともに、施設の老朽化や機能劣化を踏まえ、時代に対応した機能向上等を図る必要があります。また、これらの文化施設の運営や活動の実効性を確保するには、施設におけるサービスの提供状況等について適切な点検を行い、利用者の満足度を高めることが求められます。
- ・それぞれの施設によって、市民の利用割合には大きく差があります。一部の芸術・文化のファンだけでなく、市民だれもが関市の伝統・芸術文化に関心や誇りを持ち、施設を利用・活用することで、まちづくりに欠かせない文化施設となっていくことが理想的です。そのためには、だれもが親しめ、利用しやすい施設づくりが必要です。

検討事項や今後の方向性

市民が文化施設に親しみをもち、一層活用することを支援することで、
鑑賞・創造活動の充実につなげます。

- 利用者が安全・安心に利用することができるよう、施設の計画的な設備更新、改修を行います。
- 施設を拠点に、芸術家等の人材育成、教育プログラム、アウトリーチ等を実施します。
- 施設における参加体験型（ワークショップ）事業を実施します。
- 施設の特性に応じたプロデュース機能の充実及び活用の促進を行います。
- 県や近隣市町の文化施設と連携し、情報交換や人的交流を行います。
- 使用されていない施設や、利用される見込みがない公共の建築物を、地域の芸術家や文化団体の練習場や発表の場として活用できるよう検討します。



■参加体験型ワークショップ
（関市文化会館）

重点プロジェクト③

アウトリーチ・ワークショップの充実

現状・課題

- ・アンケートによると、芸術文化を鑑賞していない市民の割合が約3割、芸術文化活動に参加していない市民が約7割と、芸術文化に触れる機会がない人が多いです。芸術文化の楽しみや喜びを体験したことがない人にとって、自ら芸術文化を鑑賞したり、活動に参加することには、壁があることが考えられます。
- ・アンケートによると、子どもに対する芸術文化が重要だと考える市民の割合は9割弱と、関心が高くなっています。芸術文化体験で重要なことについては、学校における鑑賞・創作体験の充実が求められています。

検討事項や今後の方向性

芸術文化を肌で感じ、さまざまな価値観を知り、自身の可能性を拓けます。

芸術文化の感動を共有し、コミュニケーション能力を高めます。

- 小中学校等において、子どもを対象とした定期的なアウトリーチを実施します。

普段、接することが少ない、プロの演奏家によるコンサートを間近で体験すること等、プロの演奏家との交流や初めて聴く生の演奏との出会いは、子どもの想像力と感性を刺激することとなります。



■アウトリーチ

- 保育園や幼稚園（就学前施設）において、親子参加型のアウトリーチを実施します。

美しさに対する豊かな感性が育つ幼児期に、プロの芸術家の演奏を間近で体感し、自己表現の方法を自然に覚えることは、身体機能の協調や創造活動へと結びつきます。また、育児に忙しく、芸術文化に触れる機会の少ない保護者も一緒に参加し、楽しさと感動を共有することで、親子や親同士、子ども同士のコミュニケーション能力を高めることにつながります。

- 高齢者施設や養護施設、病院と連携を図り、アウトリーチを実施します。

年齢や障がいの有無、国籍等に関わらず、すべての市民が芸術文化に触れられるよう、アウトリーチにより普段文化施設に足を運ばない人々が芸術文化の魅力を享受できる機会を提供します。

- 演劇的な手法などを用いたワークショップを実施します。

演劇的な手法を用いたワークショップは、芸術文化を身近に感じるきっかけになるとともに、生活に不可欠なさまざまなコミュニケーション能力を高めます。例えば、国際社会に通用する異文化コミュニケーション能力や、多様な世代とのやりとりを円滑にする世代間コミュニケーション能力の向上が期待できます。これらのコミュニケーション能力は、子どもが充実した学校生活や、社会生活を送るための人間関係の形成に役立つとともに、激しい社会変化に対応して働く大人にとっても、基礎的な能力を高めることに寄与します。

第4章 計画の評価・推進体制

1 計画の評価・推進

（１）本計画の評価

本計画の評価にあたって、第三者機関（市民や有識者、専門家からなる関市芸術文化振興推進委員会（仮称））を設置し、各基本方針の取組状況等に対して評価します。

また、中間年である平成 33 年度（2021 年度）に社会情勢や施策の評価も踏まえ、文化振興計画の内容を見直す必要があるかどうかを検討します。そのため、市民意識アンケート実施後 5 年の平成 32 年度（2020 年度）に同様のアンケート調査を実施し、鑑賞や体験、創造への取組状況等、各割合の増減により目標値の達成状況を確認します。

（２）本計画の推進

本市の芸術文化の振興を推進するには、行政が芸術文化との接点を提供するとともに、文化活動の担い手である市民が自ら芸術文化の多様な価値を感じ、鑑賞や参加、創作、体験等、芸術文化に触れる機会を持つ必要があります。

そのため、行政内部では芸術文化の振興に直接携わる部署や、その他産業や観光、福祉、教育、まちづくり等の幅広い分野の部署との連携を図るとともに、団体や民間企業等とも協働し、施策に取り組みます。

また、本計画の実効性を高めて、第三者機関の位置づけを明確にするために、芸術文化振興条例（仮称）の制定を検討していきます。



資料編



1 統計からみえる関市

○人口減少や少子高齢化が進むことで芸術文化の担い手が減るおそれがあります。

本市の人口は、平成 17 年（2005 年）までは増加していましたが、その後は減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口は減少していくことが見込まれています。

また、年少人口（15 歳未満人口）割合、生産年齢人口（15～64 歳人口）割合が下がる一方、老年人口（65 歳以上人口）割合が年々上昇しており、平成 27 年（2015 年）では 27.4%となっています。

人口減少や少子高齢化の進行により、芸術文化の担い手である人材の育成・確保が難しくなることが懸念されます。また、社会保障費の増加や税収の減少にも影響するため、芸術文化の振興に関わる財源の確保が困難となるおそれもあります。市民や行政が芸術文化に対する理解や関心を高めるとともにその重要性を認識し、効果的な施策を推進することが求められます。

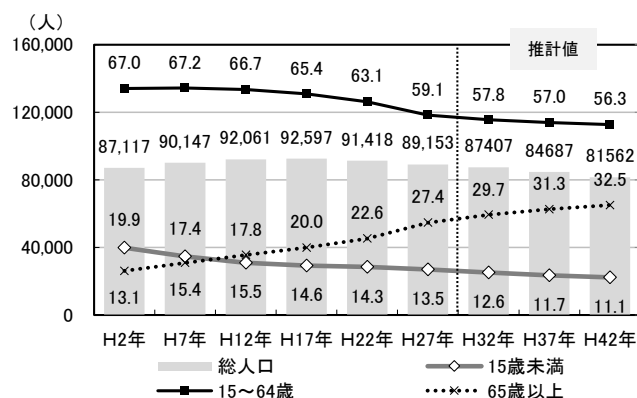
○芸術文化活動の担い手や活動機会に地域差があります。

関市は平成 17 年（2005 年）に、旧関市と旧武儀郡（洞戸村・板取村・武芸川町・武儀町・上之保村）が合併し、市域が広がっています。旧関市圏域は比較的高齢化率が低くなっていますが、旧武儀郡圏域は高齢化が進行しています（19P 参照）。芸術文化に触れる機会や活動のしやすさ等に違いが生じているため、圏域ごとの人口や高齢化率、また施設等の分布状況に応じた取組が求められます。

○核家族化等により伝統や生活文化が受け継がれにくくなっています。

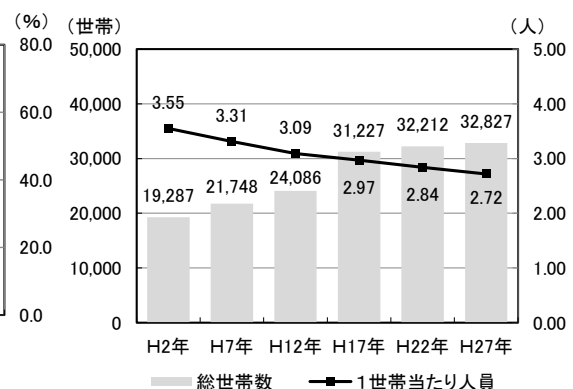
関市の世帯数は、年々増加しています。一方で 1 世帯当たりの人員は減少し、核家族世帯や一人暮らし世帯の増加及び多世代世帯の減少がうかがえます。多世代世帯が少なくなることによって家庭と地域の関係が希薄となり、地域でこれまで傳承されてきた伝統文化や、世代から世代へと引き継がれてきた生活文化が途絶えてしまうおそれがあります。

■総人口と年齢 3 区分別人口割合の推移と推計



資料：（～平成 27 年）国勢調査
（平成 32 年～）国立社会保障・人口問題研究所

■世帯数と 1 世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査

2 目標数値一覧

本計画の推進にあたって評価の基準となるよう、本計画全体と各基本方針について、以下の目標数値を設定します。

（１）本計画全体の目標

項目	現状値	目標	備考
関市を芸術文化が盛んなまちだと思う市民の割合	27.7%	35%	（「文化振興に関するアンケート」問13） 「関市が芸術文化が盛んなまちだと思うか」という設問に『盛ん』（「非常に盛ん」＋「ある程度盛ん」）と答えた市民の割合
関市の芸術文化的環境の総合的な満足度	27.7%	35%	（「文化振興に関するアンケート」問15） 「関市の芸術文化的環境に総合的に満足しているか」という設問に『満足している』（「非常に満足している」＋「ある程度満足している」）と答えた市民の割合

（２）各基本方針の目標

■基本方針１ 文化活動に参加できる機会の充実

項目	現状値	目標	備考
芸術文化を鑑賞していない市民の割合	26.2%	20%	（「文化振興に関するアンケート」問7） 「ここ1年間で芸術文化を鑑賞したか」という設問で「鑑賞していない」と答えた市民の割合
鑑賞を除いた芸術文化に関わる活動（創作・参加・ボランティア）をしていない市民の割合	69.3%	60%	（「文化振興に関するアンケート」問8） 「ここ1年間で鑑賞を除いた芸術文化に関わる活動（創作・参加・ボランティア）をしているか」という設問に「活動していない」と答えた市民の割合

■基本方針２ 文化への理解を深め、人が活きる身近な文化施設の充実・創造

項目	現状値	目標	備考
文化施設（ホール・劇場、美術館・博物館等）の充実への満足度	20.6%	30%	（「文化振興に関するアンケート」問14①） 「関市の芸術文化の振興に関する満足度」について「文化施設（ホール・劇場、美術館・博物館等）の充実」で『満足』（「非常に満足」＋「ある程度満足」）と答えた市民の割合

■基本方針３ 歴史・伝統ある郷土文化の保存・継承・活用・連携の推進

項目	現状値	目標	備考
関市の歴史や指定文化財が大切に保存、うまく活用されていると思う市民の割合	39.1%	45%	(「文化振興に関するアンケート」問 12) 「関市の歴史や指定文化財が大切に保存されたり、うまく活用されていると思うか」という設問に『そう思う』(「非常にそう思う」＋「ある程度そう思う」)と答えた市民の割合

■基本方針４ 文化を通して心豊かになる環境づくり

項目	現状値	目標	備考
子どもが芸術文化に親しむ機会の充実への満足度	10.1%	20%	(「文化振興に関するアンケート」問 14⑧) 「関市の芸術文化の振興に関する満足度」について「子どもが芸術文化に親しむ機会の充実」で『満足』(「非常に満足」＋「ある程度満足」)と答えた市民の割合
芸術文化体験を行ったことがない子どもの割合	8.6%	5%	(「文化振興に関するアンケート」問 19) 「子どもが今まで芸術文化体験を行ったことがあるか」という設問に「特に行ったものはない」と答えた市民の割合

■基本方針５ 人と文化をつなぐ人材、団体づくり

項目	現状値	目標	備考
芸術文化に関わる人材の育成への満足度	7.6%	15%	(「文化振興に関するアンケート」問 14⑩) 「関市の芸術文化の振興に関する満足度」について「芸術文化に関わる人材の育成」で『満足』(「非常に満足」＋「ある程度満足」)と答えた市民の割合
自身や勤務先の会社で芸術文化振興に関わるボランティアや寄付をしている市民の割合	9.7%	15%	(「文化振興に関するアンケート」問 25) 「自身あるいは自身が勤務されている会社で、この１年間に、芸術文化振興に関わるボランティアや寄付をしたことがあるか」という設問に「ある」と答えた市民の割合

3 計画の策定体制

(1) 講演会・アンケート・ヒアリング調査の実施

本計画の策定にあたって、市民や団体と自治体文化政策を学ぶ文化振興講演会の開催、文化振興に関するアンケート、ヒアリングを行い、市民や文化団体の活動状況やニーズ等の把握を行いました。

■文化振興講演会の開催概要

日時	演題
平成 27 年 7 月 26 日	芸術文化による地域づくりと文化振興の役割
平成 28 年 3 月 16 日	文化振興計画の意義と役割～市民・団体・行政とのつながり～

■アンケートの実施概要

対象	期間	実施方法	配布数	有効回収数 (有効回収率)
第 1 回文化振興 基調講演会参加者	平成 27 年 7 月 26 日	講演会場にて配布・回収	60	40 (66.6%)
第 2 回文化振興 講演会参加者	平成 28 年 3 月 16 日	講演会場にて配布・回収	21	20 (95.2%)
関市に在住する 18 歳以上の市民	平成 28 年 3 月 2 日 ～ 3 月 17 日	アンケート調査票の 郵送配布・郵送回収	1,000	404 (40.4%)

■ヒアリングの実施概要

対象	期間	実施方法	配布数	有効回収数 (有効回収率)
関市で活動する 文化団体	平成 28 年 7 月～9 月	ヒアリングシートの郵送配布 ・郵送回収（一部団体に面談 によるヒアリングを実施）	60	51 (85.0%)

(2) 策定委員会

本計画の策定にあたって、本市の芸術文化の振興に関する当事者や有識者による審議・検討を行う「関市文化振興計画策定委員会」を開催しました。

■関市文化振興計画策定委員会の実施概要

年月日	内容
平成 28 年 6 月 20 日	○計画策定に向けて ○現状、課題について ○計画の基本理念、基本方針（案）について
平成 28 年 11 月 11 日	○計画素案について
平成 29 年 2 月 28 日	○関市文化振興計画の最終案について ○関市文化振興計画の概要版（案）について

4 策定委員会名簿

委員（五十音順）

役職名	氏 名	団体・所属等
委員長	土屋 明之	（学識経験） 中部学院大学短期大学部特任教授
副委員長	清水 昭弘	関市文化協会
委員	伊佐地 英俊	関市国際交流協会
〃	伊藤 勝	市民活動団体
〃	井戸 誠嗣	関市文化財審議会
〃	岩佐 昌秋	関市観光協会
〃	榊原 宣宏	関市小中学校長会
〃	桜井 興平	市民公募
〃	高井 律子	（学識経験） 元加納高等学校教頭
〃	山中 白	市民公募

5 参考資料

(1) 関市の文化財

「文化財保護法」では、文化財を「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と定義し、これらの文化財のうち重要なものを国が国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定・選定・登録し、重点的に保護しています。このほか、県による指定、市による指定の文化財があります。

関市は、指定文化財を含めた多様な文化財を所有しています。

■関市の重要文化財【国指定】(18件)

区分	名称
無形文化財	紋紗
民俗文化財	長良川の鵜飼漁の技術
史跡	弥勒寺官衙遺跡群 弥勒寺官衙遺跡、弥勒寺跡、丸山古窯跡、池尻大塚古墳
有形文化財	絵画 絹本着色仏涅槃図
	彫刻 木造十一面観音立像、厨子入木造阿弥陀如来立像、木造菩薩坐像、木造能狂言面 附・木造古楽面
	工芸品 能装束類
	建造物 日龍峯寺多宝塔 附・棟札、新長谷寺本堂 附・厨子、三重塔、客殿、釈迦堂、阿弥陀堂、薬師堂、鎮守堂、大師堂

■関市の登録有形文化財【国登録】(2件)

区分	名称
建造物	長屋清左衛門住宅主屋、長屋門



■長良川の鵜飼漁の技術（小瀬鵜飼）



■弥勒寺官衙遺跡群



■弥勒寺跡



■日龍峯寺多宝塔



■能装束類（春日神社）



■木造能狂言面附木造古楽面（春日神社）

■ 関市の重要文化財【岐阜県指定】（23 件）

区分	名称	
天然記念物	武芸八幡神社のスギ、八幡神社社叢、名無木	
民俗文化財	関祭山車（浦嶋山車、加茂山車）、どうじゃこう	
無形文化財	美濃伝日本刀鍛錬技法	
史跡	円空入定塚	
有形文化財	彫刻	木造円空作仏像群狛犬、木造円空作仏像、木造金剛力士立像
	工芸品	錫杖、高賀信仰資料、鰐口（永禄銘）、梵鐘、太刀、刀銘兼常、刀銘清宣
	書跡	円空自筆和歌集附神符三十枚
	典籍	正法眼蔵第十六
	建造物	日竜峯寺宝篋印塔、日竜峯寺本堂・宮殿・籠堂 附宮殿棟札
	考古資料	八幡宮下馬標、銅鐸

■ 関市指定文化財（169 件中 一部掲載）

区分	名称	
天然記念物	永昌寺のイチョウ、日竜峯寺の千本檜、正武寺のサザンカ等	
民俗文化財	獅子舞、小瀬の鶺鴒用具、春日神社輿、倉知祭等	
無形文化財	日本刀、刀剣絵巻、美濃伝（関伝）日本刀鍛錬技法	
史跡	弁慶庵、小瀬方墳、塚原遺跡、砂行1号古墳等	
有形文化財	絵画工芸品等	刀剣類（銘：兼友・家久・照門・国常・兼門・兼古）、半鐘等
	彫刻	円空作仏像、十一面観世音菩薩立像等
	建造物	仁王門、能舞台、宗休寺本堂等
	考古資料	独鈷石・有縁型石皿・すり石、弥勒寺遺跡群出土木簡等



■ 円空入定塚（弥勒寺）



■ 梵鐘（宗休寺）



■ 木造円空作仏像群狛犬
のうち「虚空蔵菩薩」（高賀神社）



■ 塚原遺跡



■ 宗休寺本堂



■ 能舞台（春日神社）

（２）文化芸術振興基本法

（平成十三年十二月七日法律第百四十八号）

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針（第七条）

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配

慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自

らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(3) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

(平成二十四年六月二十七日法律第四十九号)

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 基本的施策（第十条—第十六条）

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいふべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法 の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の

規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

- 2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

（劇場、音楽堂等の事業）

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

（劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割）

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（実演芸術団体等の役割）

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（国の役割）

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

（地方公共団体の役割）

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

（劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等）

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

（国及び地方公共団体の措置）

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

（国際的に高い水準の実演芸術の振興等）

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。
- 二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。
- 2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提

供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得よう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。
3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

関市 文化振興に関するアンケート調査

《アンケートご協力をお願い》

皆さまには、日ごろより市政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、関市では芸術文化の振興におきまして、文化祭、美術展等の文化活動支援事業や、埋蔵文化財をはじめとする文化財の保存・整備、木の造形作品コンクールや俳句コンクールなどの子ども文化事業、「市民の劇場」や出前講座の実施等に積極的に取り組んできました。今後は、社会情勢の大きな変化や新たな市民ニーズの発生に対応しながら、芸術文化の振興に取り組んでいく必要があります。

そこで、関市ではこのたび、今後の文化振興施策に関する基本的な方向性を示すため、「関市文化振興計画」を策定することとなりました。

このアンケート調査は、関市の芸術文化活動の現状や市民の皆さまのニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料として活用することを目的としています。お答えいただいた内容については、統計的に処理いたしますので、皆さまにご迷惑をおかけすることは一切ございません。お忙しいところおそれ入りますが、このアンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成 28 年 3 月

関市教育委員会

回答にあたってのお願い

■ 調査票の記入にあたって

1. この調査の対象の方は、市内在住の 18 歳以上の方の中から無作為に抽出させていただきます。1,000 人の皆さまです。
2. ご回答は、**あて名のご本人が平成 28 年 3 月 11 日現在**でご記入ください。また、ご本人が記入できない場合は、ご家族の方がご本人の考えを聞きながらご記入ください。
3. ご回答は、黒のボールペンまたは濃い鉛筆でお願いします。
4. ご回答は、あてはまる番号を○で囲むか、回答欄に回答をご記入ください。「その他」を選択する場合は、「その他」の番号を○で囲み、() 内になるべく具体的な内容をご記入ください。
5. 選択するご回答の数は、「○は1つだけ」「○は3つまで」「数字を記入」など選び方が指定されていますのでご注意ください。
6. ご記入後は、この調査票を同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、**3 月 17 日（木）までにご投函**ください。ご協力の程よろしく申し上げます。

■ 調査に関するお問い合わせ先

関市教育委員会 文化課（桜本町 2 丁目 30 番地 1 文化会館内）
担当 長尾、西脇

電話 0575-24-6455 F A X : 0575-24-6950

関市イメージキャラクター
「関市★はもみん」



ご協力をお願いします！

1 あなた自身について

問1 あなたの性別は、次のうちどれですか。(○は1つだけ)
1 男性 2 女性

問2 あなたの年齢を教えてください。(平成 28 年 3 月 1 日現在(数字を記入))
() 歳

問3 あなたのお住まいの地域は、次のうちどれですか。(○は1つだけ)
1 関地域 4 武芸川地域 7 その他 ()
2 河戸地域 5 武儀地域
3 板取地域 6 上之保地域

問4 あなたの現在のご職業は、次のうちどれですか。(○は1つだけ)
1 会社員、公務員、団体職員 5 学生
2 パート、アルバイト、派遣社員 6 家事従事 (主婦・主夫)
3 自営業 (商工業、サービス業) 7 無職
4 自営業 (農林水産業) 8 その他 ()

問5 あなたの家族構成は、次のうちどれですか。(○は1つだけ)
1 ひとり暮らし 3 2 世代が同居 (親と子) 5 その他 ()
2 夫婦のみ 4 3 世代が同居 (親と子と孫)

問6 あなたは、関市にどのくらいの期間住んでいますか。(合併前の町村含む)(○は1つだけ)
1 5 年未満 2 5 年以上 10 年未満 3 10 年以上 20 年未満 4 20 年以上

2 あなたの芸術文化の鑑賞活動について

※演劇や映画を観たり、音楽を聴いたりするなど、芸術文化を鑑賞する活動についてお聞きします。家族や知人などの発表会や展示会なども含まれますが、自宅での鑑賞は除きます。

問7 あなたは、ここ1年間でコンサートホール、劇場、映画館、美術館、博物館等で以下のような芸術文化を鑑賞されましたか。(○はい(つくても))

1 クラシック音楽	8 伝術芸能 (能・歌舞伎・狂言等)	15 彫刻
2 軽音楽・ジャズ・ロック・歌謡曲	9 演芸 (落語・漫才等)	16 工芸
3 合唱	10 生活文化 (茶道・華道等)	17 写真
4 吹奏楽	11 文芸 (俳句・短歌等)	18 映画
5 演劇 (ミュージカル・オペラ等)	12 書道	19 建造物や遺跡・埋蔵文化
6 邦舞 (日本舞踊等)	13 現代アート	20 鑑賞してはいない
7 洋舞 (バレエ・ダンス等)	14 その他の絵画	▶ 問7-5▶
		21 その他 ()

▶ 問7-1 どの頻度で鑑賞しましたか。(○はい(つくても))

1 市内で鑑賞した 2 市外で鑑賞した

▶ 問7-2 ここ1年間でどのくらいの頻度で鑑賞しましたか。(○は1つだけ)

1 ほぼ毎日 2 週に1~2回程度 3 月に1~2回程度 4 年に数回程度

＜問7で何らかの鑑賞をしたと答えた(選択肢1～19または21を選ばれた)方にお聞きします。＞

問7-3 この1年間で鑑賞(チケット代・交通費など)に1か月平均どの程度支出しましたか。(○は1つだけ)

1 支出していない	5 6,001円～8,000円	9 14,001円以上
2 2,000円以下	6 8,001円～10,000円	10 (具体的に)
3 2,001円～4,000円	7 10,001円～12,000円	
4 4,001円～6,000円	8 12,001円～14,000円	

＜問7で何らかの鑑賞をしたと答えた(選択肢1～19または21を選ばれた)方にお聞きします。＞

問7-4 あなたが、鑑賞を行う目的はなんですか。(○はいくつでも)

1 自分の教養を高めるため	4 知人や友人をつくったり、交流したりするため
2 自分の趣味・余暇を楽しむため	5 仕事に役立てるため
3 家族(子どもや親族)のため	6 その他()

→ 次は問8にお答えください

＜問7で20 鑑賞していないを選ばれた方にお聞きします。＞

問7-5 鑑賞していない主な理由は何か。(○は2つまで)

1 時間的余裕がない	7 施設の整備が十分でない(子ども連れ、高齢者、障がい者等が利用しにくい)
2 費用がかかる	8 催しに関する情報が手に入らない
3 魅力のある催しが少ない	9 芸術文化に興味がない
4 会場までが遠い、交通の便が悪い	10 わからない
5 チケットが入手しにくい	11 その他()
6 鑑賞できる時間帯に催しがない	

3 あなたの芸術文化の創作等活動について

問8 あなたは、この1年間で、鑑賞を除いた以下のような芸術文化に関わる活動(自分で創作・参加する、ボランティア活動をする等)をしましたか。(○はいくつでも)

1 団体に所属して行う創作活動(文学、音楽、美術、演劇、舞踊等の創作・参加)
2 団体に所属せずに行う創作活動(文学、音楽、美術、演劇、舞踊等の創作・参加)
3 音楽、舞踊、茶華道、書道、美術等の習いごと
4 地域の芸能や祭りへの参加
5 芸術文化体験のための支援活動
6 文化施設(ホール・劇場、美術館・博物館等)における支援活動
7 文化的行事(音楽祭、演劇祭等)開催の支援活動
8 歴史的な建造物や遺跡等を保存・活用する支援活動
9 活動していない → 問8-4へ
10 その他()

＜問8で何らかの活動をしたと答えた(選択肢1～8または10を選ばれた)方にお聞きします。＞

問8-1 どこで活動をしましたか。(○はいくつでも)

1 市内で活動した	2 市外で活動した
-----------	-----------

＜問8で何らかの活動をしたと答えた(選択肢1～8または10を選ばれた)方にお聞きします。＞

問8-2 この1年間で、鑑賞を除いて、どのくらいの頻度で芸術文化活動を行いましたか。(○は1つだけ)

1 ほぼ毎日	2 週に1～2回程度	3 月に1～2回程度	4 年に数回程度
--------	------------	------------	----------

＜問8で何らかの活動をしたと答えた(選択肢1～8または10を選ばれた)方にお聞きします。＞

問8-3 この1年間の芸術文化の活動(材料費、会場費、交通費など)に、1か月平均どの程度支出しましたか。(○は1つだけ)

1 支出していない	4 10,001円～15,000円	7 25,001円～30,000円
2 5,000円以下	5 15,001円～20,000円	8 30,001円以上
3 5,001円～10,000円	6 20,001円～25,000円	9 (具体的に)

→ 次は問9にお答えください

＜問8で9 活動していないを選ばれた方にお聞きします。＞

問8-4 活動していない主な理由は何か。(○は2つまで)

1 時間的余裕がない	6 一緒に活動する人がいない
2 費用がかかる	7 情報が入りてきず、活動がわからない
3 参加したい魅力のある活動がない	8 芸術文化に興味がない
4 活動場所までが遠い、交通の便が悪い	9 わからない
5 活動できる時間があわない	10 その他()

4 芸術文化の価値について

問9 あなたは、日常生活の中で優れた芸術文化を鑑賞したり、自ら芸術文化活動を行ったりすることについてどのように思いますか。(○は1つだけ)

1 非常に大切	3 あまり大切ではない	5 わからない
2 ある程度大切	4 まったく大切ではない	

問10 社会において、芸術文化はどのような効果をもっていると思いますか。(○は3つまで)

1 豊かな感情や情緒、人の考えを深く理解する能力などを育む
2 精神的な満足感や生きる力を与える
3 人々の心にゆとりと豊かさをもたらし、社会に安心や安定をもたらす
4 産業、環境、福祉、教育など様々な分野と協力しながら、まちの魅力をつくり出す
5 社会の問題を明らかにしたり、新しい発見を促す
6 社会にとってあまり大きな役割は果たしていない
7 その他()

5 関市の伝統文化や文化財について

問11 あなたが、知っている関市指定文化財(選択肢1～4)や伝統文化に○をつけてください。(○はいくつでも)

1 天然記念物(永昌寺のイチョウ・正武寺のサザンカなど)
2 民俗文化財・無形文化財(獅子舞・小瀬の雛飼用具・春日神社興・倉知祭など)
3 史跡(弁慶庵・小瀬方墳・塚原遺跡など)
4 有形文化財(絵画工芸品等【刀剣類(銘・兼友・家久・照門・国常・兼門・兼吉)など】・彫刻【円空作(仏像など)・建造物(仁王門・能舞台など)・考古資料(弥生時代土器など)・郷土芸能・小瀬雛飼・日本刀鍛錬・各地域の祭りなど)
5 伝統文化(郷土芸能・小瀬雛飼・日本刀鍛錬・各地域の祭りなど)
6 すべて知らない
7 その他()

問12 あなたは、関市の歴史や指定文化財が大切に保存されたり、うまく活用されていると思いますか。(○は1つだけ)

1 非常にそう思う	3 あまりそうは思わない	5 わからない
2 ある程度そう思う	4 まったくそうは思わない	

6 関市の芸術文化の環境について

問 13 あなたは、関市は芸術文化が盛んなままだと思いますか。(○は1つだけ)

1 非常に盛ん	3 あまり盛んではない	5 わからない
2 ある程度盛ん	4 まったく盛んではない	

問 14 あなたは、関市の芸術文化の振興に関する満足度と重要度とどのように感じますか。(満足度、重要度それぞれ○は1つだけ)

項目	満足度		重要度	
	非常に満足	やや不満	非常に重要	重要ではない
文化施設（ホール・劇場、美術館・博物館等）の充実	5	4	3	2
鑑賞や発表機会の充実	5	4	3	2
鑑賞や展示等の内容の充実	5	4	3	2
地域の芸能や祭りの継承・保存	5	4	3	2
歴史的な建造物や遺跡等を活かしたまちづくりの推進	5	4	3	2
市民や団体の芸術文化活動の支援	5	4	3	2
プロの芸術家の支援や活用	5	4	3	2
子どもが芸術文化に親しむ機会の充実	5	4	3	2
芸術文化（小瀬織詞や日本刀鍛錬技術等）を活用した観光等の産業振興	5	4	3	2
芸術文化に関する情報提供の充実	5	4	3	2
芸術文化に関わる人材の育成	5	4	3	2

問 15 あなたは、関市の芸術文化的环境を総合的にみて、満足していますか。(○は1つだけ)

1 非常に満足している	3 あまり満足していない	5 わからない
2 ある程度満足している	4 まったく満足していない	

問 16 あなたが、以下の関市の文化的行事で知っているものはどれですか。(○はいくつでも)

1 諸流いげばな展	11 徳山民家コンサート	20 篠田桃紅美術空間企画展
2 市民茶会	12 新春文芸作品展	21 名月と萩のタベ
3 山野草展	13 俳句入門講座	22 まが玉づくり教室
4 盆栽展	14 木の造形作品コンクール	23 日本刀鍛錬・外装研磨技術公開
5 菊花展	15 ぎふ・関全国子ども俳句コンクール	24 小瀬織詞バックヤードツアー
6 邦楽大会（獅子舞大会）	16 子ども俳句教室	25 塚原遺跡見学
7 文芸大会	17 出前俳句講座	26 弥勒寺史跡公園見学
8 洋楽祭	18 市民の劇場	27 民具体験講座
9 関市美術展	19 市民の劇場（ワークショッ ブ・アウトリーチ※）	28 すべて知らない
10 アフタヌーンコンサート		29 その他（ ）

※アウトリーチ：芸術に接する機会が少ない人に興味・関心を持ってもらうため、芸術家や企画者側が中学校など様々な団体や施設に出向き、体験活動の機会を提供すること。

問 17 あなたは、芸術文化的行事を行う施設に行ったこと（利用したこと）がありますか。(選択肢 14～16 は芸術文化的行事に関連した利用に限る)(○はいくつでも)

1 関市文化会館	8 武芸川ふるさと館	15 生涯学習センター
2 関市立篠田桃紅美術空間	9 武芸川民俗資料館	16 ふれあいセンター
3 性根記念館（弁慶庵）	10 塚原遺跡公園	（公民センター含む）
4 わかくさ・プラザ特別陳列室	11 弥勒寺史跡公園	17 岐阜県博物館
5 わかくさ・プラザ多目的ホール	12 関設治伝承館	18 すべてない
6 関市円空館	13 小瀬織詞館	19 その他（ ）
7 関市洞戸円空記念館	14 図書館	

問 18 あなたは、どうすれば文化的行事や文化施設に参加（利用）しやすくなると思いますか。(○は4つまで)

1 文化的行事が身近な場所で行われる	6 全国的・国際的に著名な芸術家の作品や公演が鑑賞できる
2 文化施設が身近な場所にできる（増える）	7 地域にゆかりのある芸術家の作品や公演が鑑賞できる
3 参加費や入場料が安くなる	8 文化事業や催し等の情報提供が充実する
4 文化施設等の開館時間が長くなる	9 解説会やワークショップなど、芸術文化に親しむ機会が充実する
5 文化事業に参加しやすい日時に行われる	10 バリアフリーなど、文化的行事や文化施設の利用が整備される
6 全国的・国際的に著名な芸術家の作品や公演が鑑賞できる	11 文化的行事や文化施設に参加（利用）するつもりはない
7 地域にゆかりのある芸術家の作品や公演が鑑賞できる	12 わからない
8 文化事業や催し等の情報提供が充実する	13 その他（ ）
9 解説会やワークショップなど、芸術文化に親しむ機会が充実する	
10 バリアフリーなど、文化的行事や文化施設の利用が整備される	
11 文化的行事や文化施設に参加（利用）するつもりはない	
12 わからない	
13 その他（ ）	

7 関市の芸術文化による地域づくりについて

＜現在、ご家族に18歳以下の子どもがいる方にお聞きします。＞

問 19 子どもさんは、今までにどのような芸術文化体験を行ったことがありますか。(図工や美術、音楽の授業は除く)(○はいくつでも)

1 学校における公演などの鑑賞	6 住んでいる地域の芸能や祭りへの参加
2 学校における演劇などの創作体験	7 歴史的な建造物や遺跡などの見学
3 音楽、舞踊、茶華道、書道、美術などの習いごと	8 特に行ったものはない
4 市内の文化施設（文化会館、学習センター、美術館等）における鑑賞や学習	9 わからない
5 市内で行われる文化的行事（文化祭や美術展等）への参加	10 その他（ ）

問 20 子どもの芸術文化体験について重要だと思いますか。(○は1つだけ)

1 非常に重要だと思う	3 あまり重要だと思わない	5 わからない
2 やや重要だと思う	4 まったく重要だと思わない	

→ 問 20-1へ



関市文化振興計画 ー未来への羅針盤ー

平成 29 年 3 月

発行 関市

編集 関市教育委員会文化課

〒501-3232 関市桜本町 2 丁目 30 番地 1

TEL 0575-24-6455 FAX 0575-24-6950

<http://www.city.seki.lg.jp>

※表紙の図柄は、春日神社に祀られる関鍛冶職の守護神に奉納された神事能で着用された能衣装『松藤揚羽蝶文』の縫箔を引用しています。

